

奥多摩町地域保健福祉計画

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

一人ひとりがささえあい
みんなでつくるまち 奥多摩



令和3年(2021年)3月

奥多摩町

奥多摩町地域保健福祉計画の策定にあたって

我が国が抱えている少子高齢・人口減少社会という大きな課題は、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことでその課題を乗り越えていけると考えられています。地域力を強化していくためには、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められております。



そのためには、皆さまや地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要となります。

本計画は、「第5期奥多摩町長期総合計画」の健康・福祉分野の基本方針である「みんなで支えるホットなまちづくり」を具現化していくため、令和3年度からの5年間を計画期間として、基本理念「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」、基本目標は継承し、地域の人々が、お互いにふれあい、支え合いながら、ともに生きる地域づくりの施策を目標ごとに設定し、各種事業を体系化いたしました。

今後は、感染症対策として生活の仕方が大きく変化して行く中で、人口減少や少子化・高齢化が進むとされる本町においては、高齢者のみならず、子どもや障害のある人、低所得者などの支援が必要なすべての人を支える仕組みづくりとして地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築することが必要であり、この仕組みづくりを本計画のポイントに設定するとともに、誰もが、お互いにふれあい、支え合いながら、共に生きる地域づくりの実現に向け、全力で邁進してまいります。

本計画の策定に当たっては、住民皆様にご協力をいただき実施した「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の結果と、様々なご意見を踏まえ、関係団体の代表者により組織した、11名の委員からなる「奥多摩町地域福祉計画検討協議会」で協議・検討を重ねていただきました。

おわりに、この計画策定に当たりご尽力いただきました検討協議会の委員の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの住民皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

奥多摩町長 師岡伸公

<目 次>

序 論

第1章 計画策定の趣旨	2
第1節 地域福祉計画の目的と法的根拠	2
第2節 奥多摩町地域保健福祉計画策定の経緯	4
第2章 計画策定をめぐる基本事項	5
第1節 地域福祉とは	5
第2節 保健福祉における国・都及び社会背景の動向	5
第3章 計画策定の基本事項	6
第1節 計画の位置付けと期間	6
第2節 計画策定の体制	7

総 論

第1章 奥多摩町の福祉を取り巻く状況	10
第1節 奥多摩町の概況	10
第2節 地域福祉の概況	13
第3節 現行計画の総括	18
第4節 次期計画に向けてのポイント	21
第2章 計画の基本姿勢	22
第1節 計画の基本理念	22
第2節 計画の基本目標	22
第3節 計画期間中における重点的取組	23
第4節 施策の体系	25

各 論

第1章 安心した暮らしをめざして	28
基本施策1-1 情報提供・相談支援体制の充実	28
基本施策1-2 地域で見守る体制づくり	35
第2章 ささえあいの地域をめざして	43
基本施策2-1 人づくり・連携づくりの強化	43
基本施策2-2 交流・ふれあい・社会参加の拡大	49
第3章 心身ともに豊かな生活をめざして	53
基本施策3-1 こころとからだの健康づくり	53
基本施策3-2 福祉サービスの充実	55
第4章 計画の推進に向けて	58
第1節 計画の推進体制	58
第2節 計画の進捗管理	59

資料編

1 策定の経緯	62
2 奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会	65

序 論

第1章 計画策定の趣旨

第1節 地域福祉計画の目的と法的根拠

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。市町村が行政計画として策定します。

社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事業

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用等の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業生への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

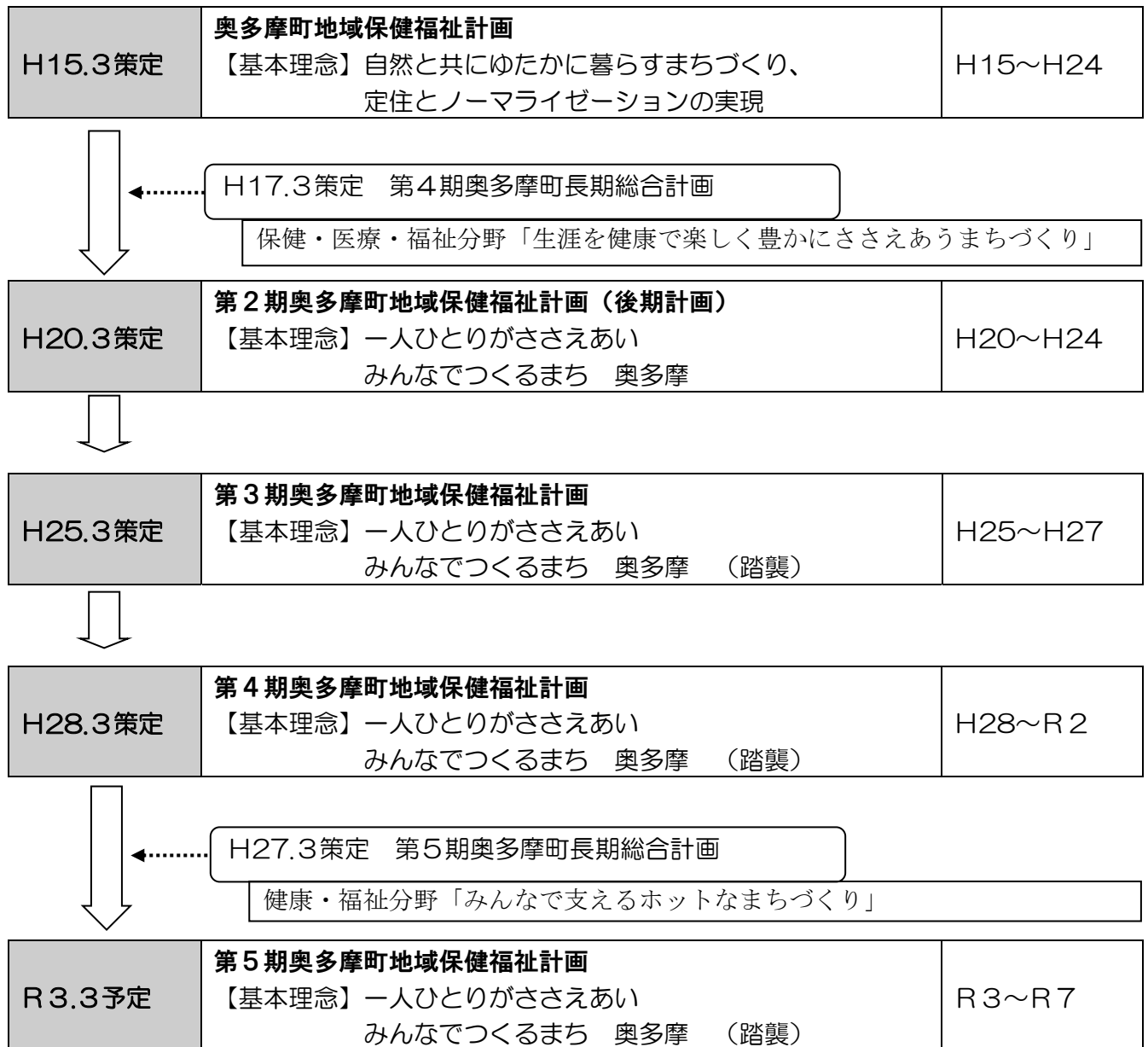
社会福祉事業に取り組み社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

第2節 奥多摩町地域保健福祉計画策定の経緯

町の地域保健福祉計画策定の今までの経緯は以下の通りです。



第5期目となる「奥多摩町地域保健福祉計画」は、平成27年3月に策定された第5期奥多摩町長期総合計画の将来像【「人 森林 清流 おくたま魅力発信！」～住みたい 住み続けたい みんなが支える癒しのまち 奥多摩～】が踏襲されたのをうけて、今期も健康・福祉分野のまちづくりの基本目標である「みんなで支えるホットなまちづくり」を目指して、地域保健福祉計画の理念と目的を示すとともに、関連する具体的施策を再編、体系化します。

第2章 計画策定をめぐる基本事項

第1節 地域福祉とは

全国的に少子高齢社会を迎えているなかで、私たちが暮らす奥多摩町は、特に少子高齢化が進行している地域です。

「福祉」とは、介護保険のような法定サービスや、行政が提供する様々な生活支援だけでなく、地域住民やボランティア、事業者等が担い手となって行うものがあります。日頃行っている「道で会ったらあいさつ」をするだけでも、福祉の貴重な第一歩です。

町では、こうした地域住民や地域ボランティア等による「自助」「共助」と連携し、「まちぐるみでささえあう福祉」を推進してきました。

第2節 保健福祉における国・都及び社会背景の動向

前計画策定（平成28年度）以降に制定・改正された保健・医療・福祉に関する主な法令等は以下のようになっています。

- 「発達障害者支援法」改正（平成28年8月施行）
- 「児童福祉法」等の一部を改正する法律（平成29年4月施行）
- 地域包括ケアシステムの強化のための「介護保険法」等の一部を改正する法律（平成30年4月施行）
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立（平成30年6月施行）
- 「読書バリアフリー法」の成立（令和元年6月施行）
- 地域共生社会の実現のための「社会福祉法」等の一部改正（令和3年4月施行）

町の健康、食育、高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの分野別計画について、東京都で策定している計画は以下のようになっています。

- 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和元～令和5年度）
- 東京都食育推進計画（平成28～令和2年度）
- 東京都障害者・障害児施策推進計画（平成30～令和2年度）
- 第7期東京都高齢者保健福祉計画（平成30～令和2年度）
- 東京都子供・若者計画（第2期）（令和2～令和6年度）
- 東京都健康推進プラン21（第二次）（平成25～令和4年度）
- 東京都がん対策推進計画（第二次改定）（平成30～令和5年度）
- 第三期東京都医療費適正化計画（平成30～令和5年度）

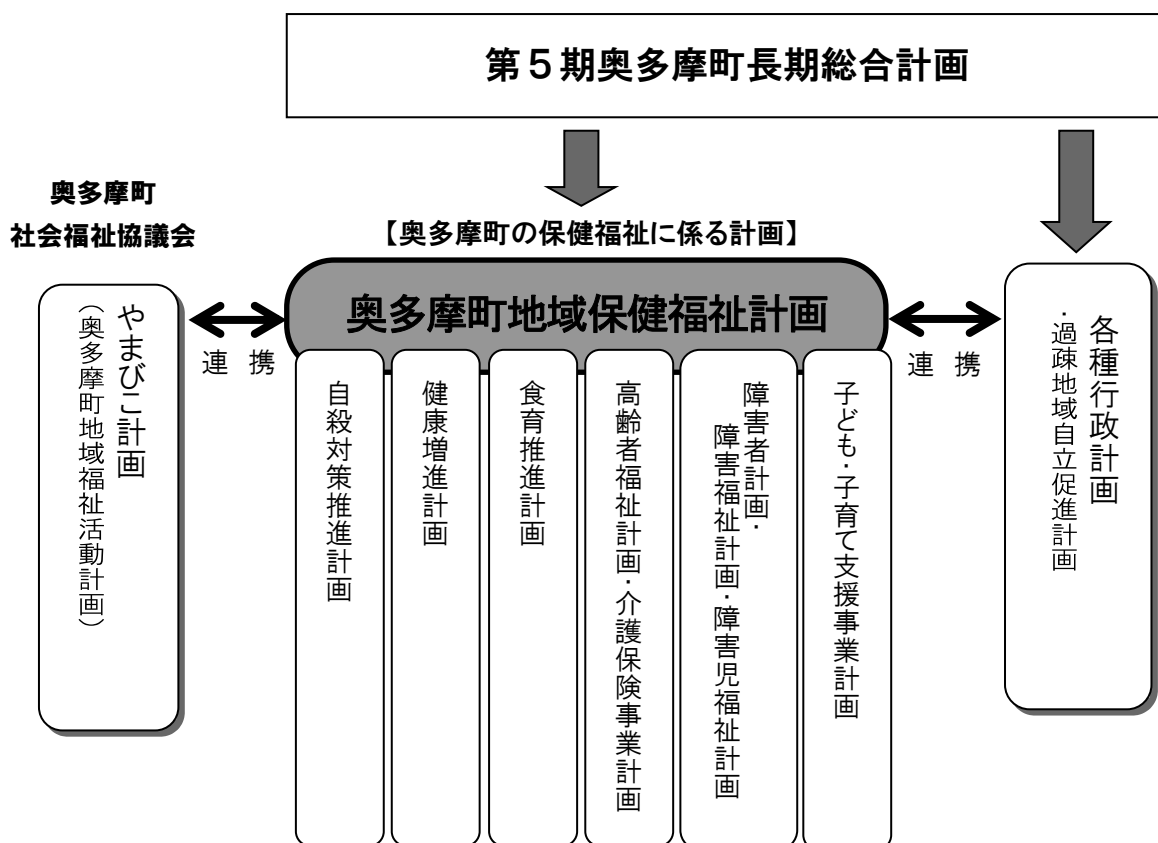
第3章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

- ① 「奥多摩町地域保健福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにしたものです。
- ② 本計画は、高齢、障害、子ども・子育て等の福祉の分野別計画のうち、地域福祉分野と共通する部分を一括して取り扱うとともに、こうした分野以外の健康づくり、生活困窮者の支援等の分野を含むものとします。
- ③ 東京都の計画を踏まえるとともに、「第5期奥多摩町長期総合計画」を上位計画とし、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけています。

《奥多摩町》



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は令和3（2021）～令和7（2025）年度までの5年間とします。

第 2 節 計画策定の体制

(1) 地域保健福祉計画検討協議会による審議

本計画の策定にあたっては、「地域保健福祉計画検討協議会」において、全4回にわたって審議した結果をとりまとめます。

協議会は、地域福祉推進組織、NPO 法人、ボランティア団体、保健・福祉事業関係者、町議会、等の代表11人で構成しています。

(2) 「奥多摩町の地域保健福祉等に関する調査」の実施

本調査は、「奥多摩町地域保健福祉計画」の各種施策に対する評価等を確認するとともに、新たな計画に住民の意識等を反映させるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

① 実施状況

対象者	16歳以上の住民から1,500名を無作為抽出
実施時期	令和2年6月29日(月)～7月22日(金)
配布・回収方法	郵送による発送・回収

② 回収結果

	配付数	回収数	回収率
内訳	1,500人	535人	35.7%

(3) パブリックコメントの実施

奥多摩町においては、より多くの住民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリックコメントを以下のとおりに実施します。

① 実施状況

対象者	全住民
実施時期	令和3年1月12日(火)～令和3年1月22日(金)
実施方法	町のホームページへの掲載、役場住民課窓口、保健福祉センター、子ども家庭支援センターでの閲覧
提出方法	福祉保健課への書面等の提出、郵便、ファックス、電子メール

② 実施結果

パブリックコメントを実施した結果、住民の皆様からのご意見はありませんでした。

総論

第1章 奥多摩町の福祉を取り巻く状況

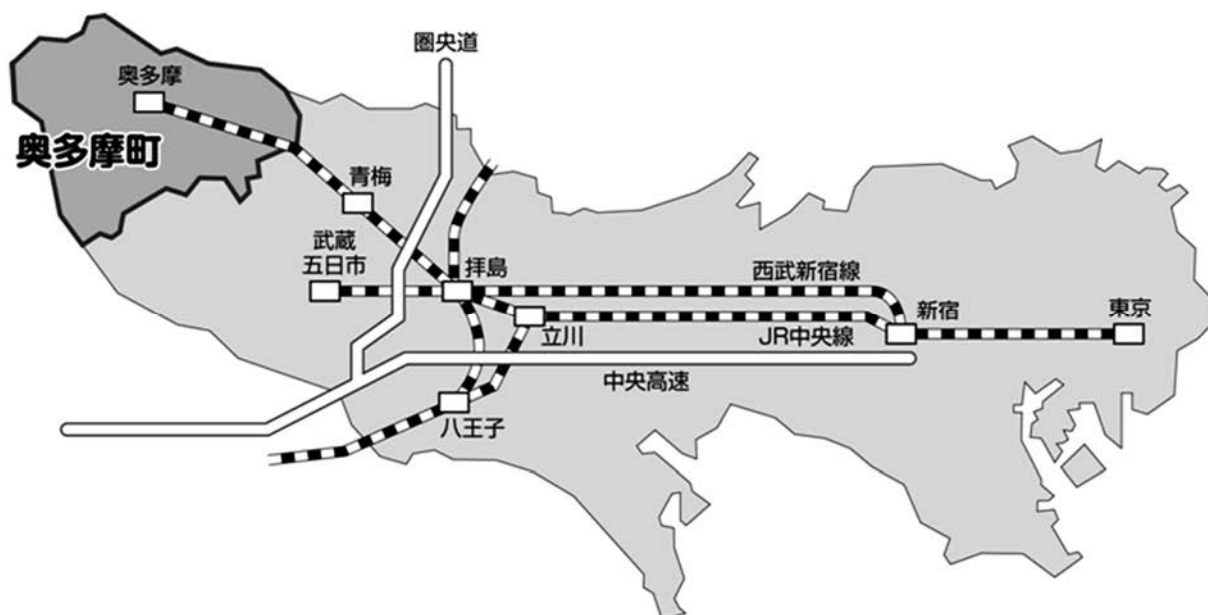
第1節 奥多摩町の概況

(1) 奥多摩町の状況

町は、昭和30年に古里村・氷川町・小河内村の1町2村が合併して誕生しました。東京都のおよそ10分の1の面積に相当する225.53平方キロメートルの行政面積を有し、その94%が森林で、全域が秩父多摩甲斐国立公園に包含されています。

町の中心を西から東へと多摩川が貫流し、東京都最高峰の雲取山(標高2,017m)を頂点として、四方を山々に囲まれた緑豊かな水源の町で、巨樹の多い町でもあります。

森林や山河に囲まれて根付いた風土や、思いやりや協働の精神を活かし、森林・渓谷・温泉・湧水や山野草など自然の地形や恵みを総合的に活用して、住民及び都市住民の生活習慣病予防及び健康増進、地域活性化のため「森林セラピー事業」を行うなど、新たな「まちづくり」に取り組んでいるところです。

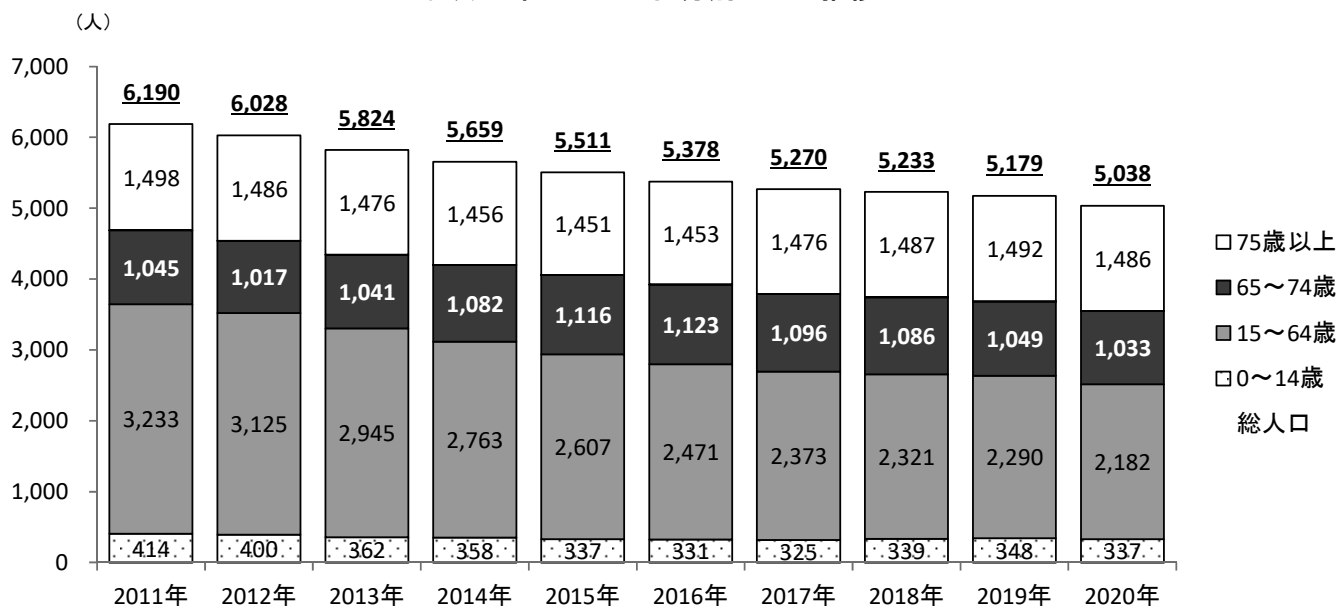


(2) 人口状況

① 少子高齢化の進展

町の総人口は、2011年（平成23年）に6,190人だったものが、2020年（令和2年）には5,038人と1,152人減少しています。65歳以上の高齢化率は増加が続き、2020年には50%に達しています。年齢階級別でみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向が続き、高齢人口においても、65～74歳の前期高齢者が2017年（平成29年）から、75歳以上の後期高齢者が2020年（令和2年）から、ともに減少に転じています。

図表-1 総人口と4区分別人口の推移



●4区分別とは年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢人口は前期高齢者（65～74歳）、後期高齢者（75歳以上）にさらに分けて指す。

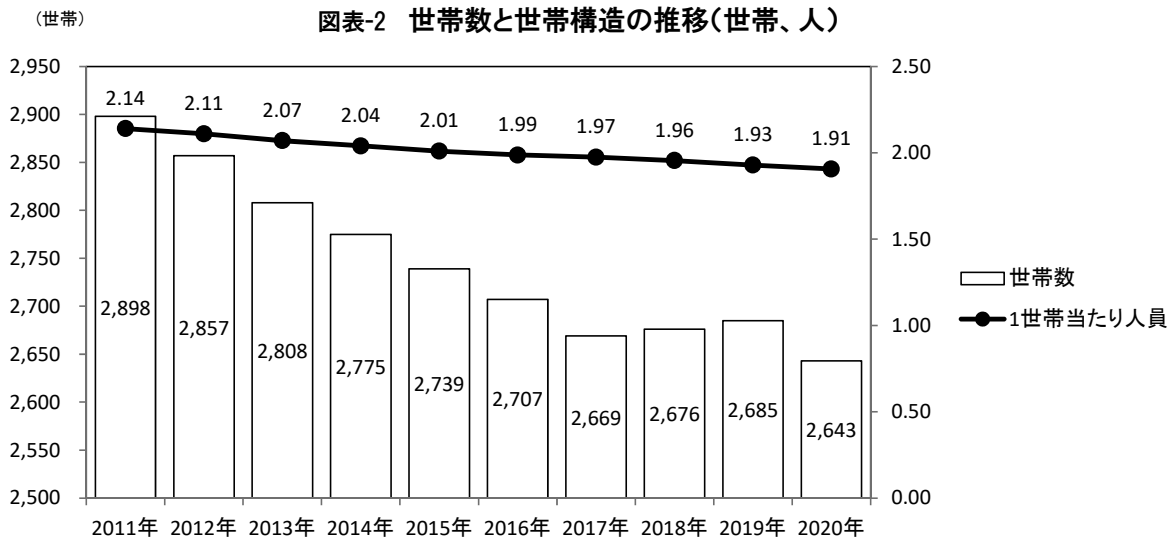
※資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
総人口	6,190	6,028	5,824	5,659	5,511	5,378	5,270	5,233	5,179	5,038
0～14歳	414	400	362	358	337	331	325	339	348	337
15～64歳	3,233	3,125	2,945	2,763	2,607	2,471	2,373	2,321	2,290	2,182
65歳以上	2,543	2,503	2,517	2,538	2,567	2,576	2,572	2,573	2,541	2,519
高齢化率	41.1%	41.5%	43.2%	44.8%	46.6%	47.9%	48.8%	49.2%	49.1%	50.0%
内訳										
65～74歳	1,045	1,017	1,041	1,082	1,116	1,123	1,096	1,086	1,049	1,033
75歳以上	1,498	1,486	1,476	1,456	1,451	1,453	1,476	1,487	1,492	1,486
65～74歳人口比	16.9%	16.9%	17.9%	19.1%	20.3%	20.9%	20.8%	20.8%	20.3%	20.5%
75歳以上人口比	24.2%	24.7%	25.3%	25.7%	26.3%	27.0%	28.0%	28.4%	28.8%	29.5%

※資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

(3) 1世帯当たり人員の減少

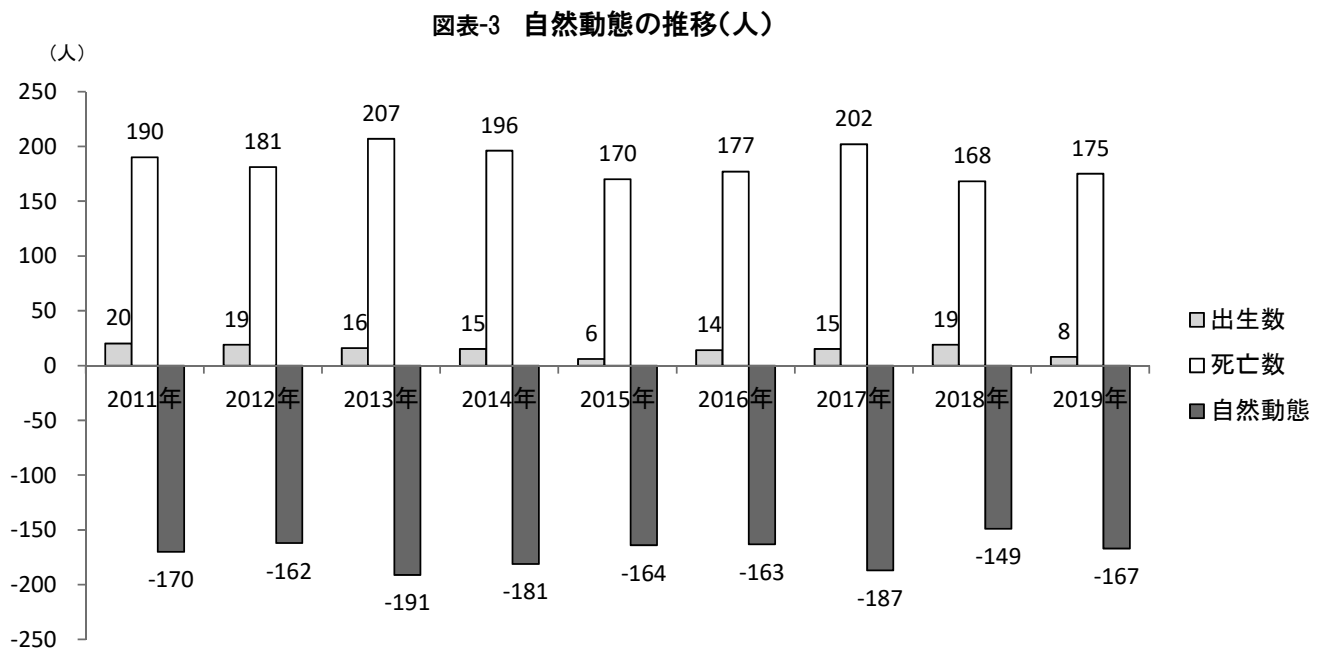
町の世帯数は、2020年（令和2年）で2,643世帯と、2011年（平成23年）に比べて255世帯減少しています。また1世帯当たり人員は、2020年（令和2年）で1.91人と減少傾向が続いています。



※資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

(4) 人口の自然動態

町の人口の自然動態（出生数-死亡数）は2019年（平成31年）に167人減となっており、毎年200人弱の減少が続いています。



※資料：奥多摩町「住民基本台帳」に基づき作成

第2節 地域福祉の概況

(1) 児童分野

① 出生率の低下

合計特殊出生率は、2018年で1.31と前年より増加し、都平均を上回りました。西多摩圏域の8自治体で比較すると、2017年までは8番目前後で推移していましたが、2018年には5番目までにまで上昇しました。

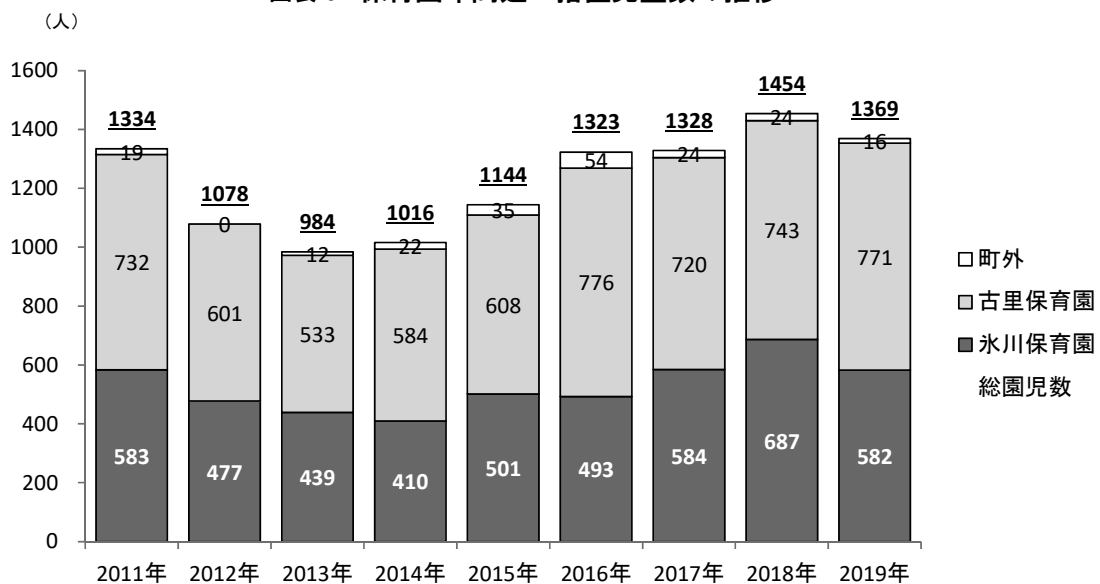
図表-4 合計特殊出生率の推移

		2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
都平均		1.06	1.09	1.13	1.15	1.24	1.24	1.21	1.20
西多摩圏域	青梅市	1.18	1.26	1.20	1.27	1.18	1.25	1.22	1.08
	福生市	1.34	1.28	1.39	1.33	1.41	1.34	1.23	1.30
	羽村市	1.43	1.35	1.50	1.38	1.29	1.48	1.37	1.32
	あきる野市	1.43	1.42	1.44	1.43	1.41	1.32	1.44	1.33
	瑞穂町	1.15	1.20	1.20	1.29	1.23	1.30	1.21	1.24
	日の出町	1.47	1.78	1.69	1.54	1.49	1.82	1.47	1.37
	檜原村	1.27	1.93	1.03	0.84	1.76	1.70	1.71	3.07
	奥多摩町	0.99	1.06	1.02	0.94	0.42	1.13	0.93	1.31

※資料：東京都福祉保健局「人口動態統計」に基づき作成

町の保育園年間延べ措置児童数の推移は、2013年から増加が続き、2018年には1,454人まで増えますが、2019年には1,369人と前年より85人減少しました。

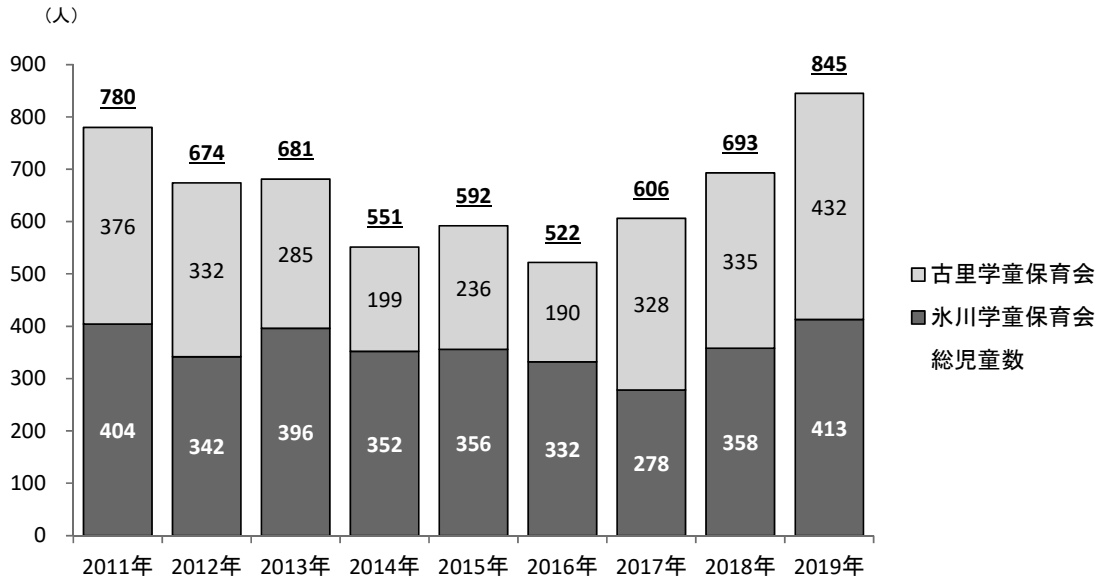
図表-5 保育園年間延べ措置児童数の推移



※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

町の学童保育会の入会延べ児童数は2016年以降、増加傾向にあり、2019年には845人となっています。

図表-6 学童保育会の入会延べ児童数



※資料：奥多摩町「事務報告書」に基づき作成

町の子ども家庭支援センター事業の新規相談取扱件数は、2017年以降、増加傾向にあり、2019年には39件となっています。

図表-7 子ども家庭支援センター事業 新規相談取扱件数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
新規相談取扱件数	33	37	29	19	11	20	16	21	39

●相談内容、経路別とも年度により異なるため、取扱件数のみ掲載

※資料：奥多摩町「事務報告書」に基づき作成

(2) 障害福祉分野

① 障害者手帳所持者数の状況

町の身体障害者手帳所持者数は300人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。障害種別では5割以上を肢体不自由が占めています。

愛の手帳(療育手帳)所持者数は40人前後、精神障害者保健福祉手帳所持者数は50人弱程度でそれぞれ推移しています。

難病患者指定疾患医療給付受給者数は、50人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

図表-8 障害者手帳所持者数及び難病患者数(各年度末現在)(人)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
身体障害者手帳	353	342	341	352	324	310	295	294	291
肢体不自由	206	202	195	194	181	168	159	163	153
視覚障害	22	21	21	23	20	18	14	13	14
聴覚・平衡機能障害	37	33	37	38	34	32	31	31	30
内部障害	88	86	88	97	89	92	91	87	94
愛の手帳(療育手帳)	36	37	37	44	40	42	39	41	43
精神障害者保健福祉手帳	28	35	35	39	47	39	46	53	50
手帳所持者(計)	417	414	413	435	411	391	380	388	384
難病患者	51	44	52	37	47	53	45	54	49
小児慢性特定疾患	4	2	1	0	0	0	0	0	0
指定難病・都疾病受給者	47	42	51	37	47	53	45	54	49
透析医療受給者	31	27	25	28	26	31	30	31	30
自立支援医療(精神通院)	70	67	63	66	74	71	73	75	87

※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

図表-9 精神保健相談・助言、関係機関調整の状況(ケース対応者数)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
来所	90	59	26	120	47	41	38	24	16
電話	54	44	112	53	71	35	103	138	55
訪問	30	35	60	25	29	13	9	23	14
関係機関連絡	87	124	115	95	94	77	142	159	87
合計	261	262	313	293	241	166	292	344	172

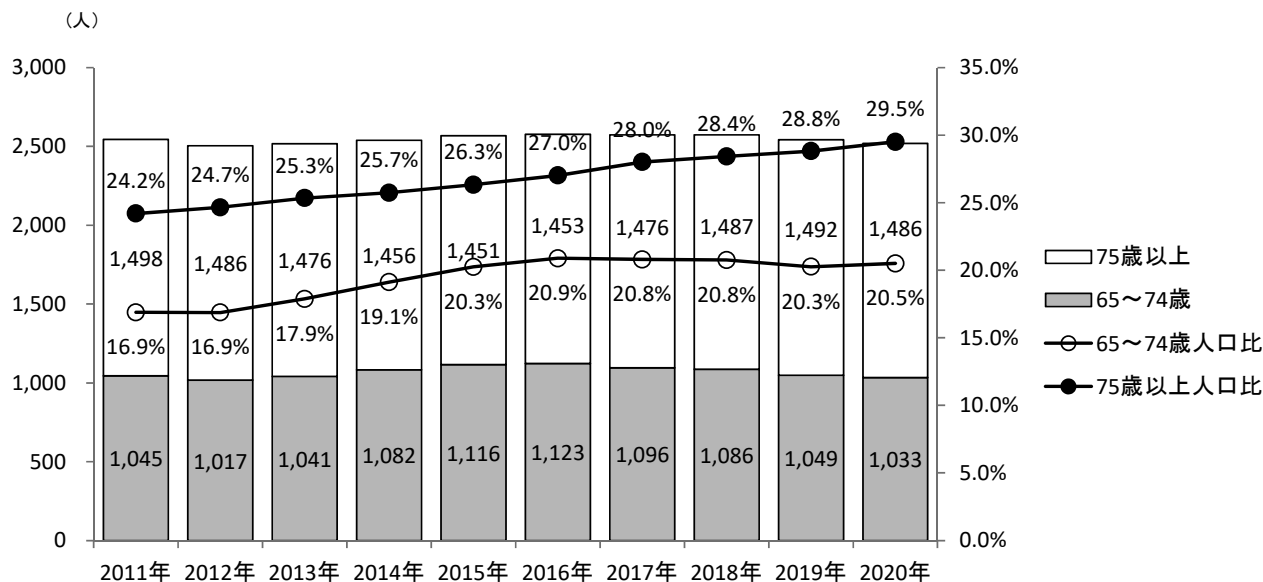
※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

(3) 高齢・介護分野

① 75歳以上人口比の増加

町の高齢者数は2020年（令和2年）で、65～74歳（前期高齢者）が1,033人、75歳以上（後期高齢者）が1,486人となっており、後期高齢者の方が多く、対人口比も75歳以上人口比は年々増加しています。

図表-10 前期・後期高齢者数の推移



●高齢者区分は前期（65歳～74歳）、後期（75歳以上）を指す。

※ 住民基本台帳人口（各年度10月1日時点）

② 要支援・要介護認定者数の増加

町の要支援・要介護認定者数は、2019年（令和元年）9月末現在で446人となっており、前年に比べて9人減、介護度別では要支援1と要介護4で増加しています。

図表-11 要支援・要介護者数の推移(人)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
総数	382	392	383	408	406	413	418	455	446
要支援1	29	38	41	48	45	63	52	59	66
要支援2	32	35	29	29	40	35	45	43	29
要介護1	46	43	54	66	56	55	50	58	52
要介護2	68	62	69	62	58	62	54	67	66
要介護3	76	83	57	55	58	52	63	69	64
要介護4	89	88	90	94	94	89	84	77	93
要介護5	42	43	43	54	55	57	70	82	76

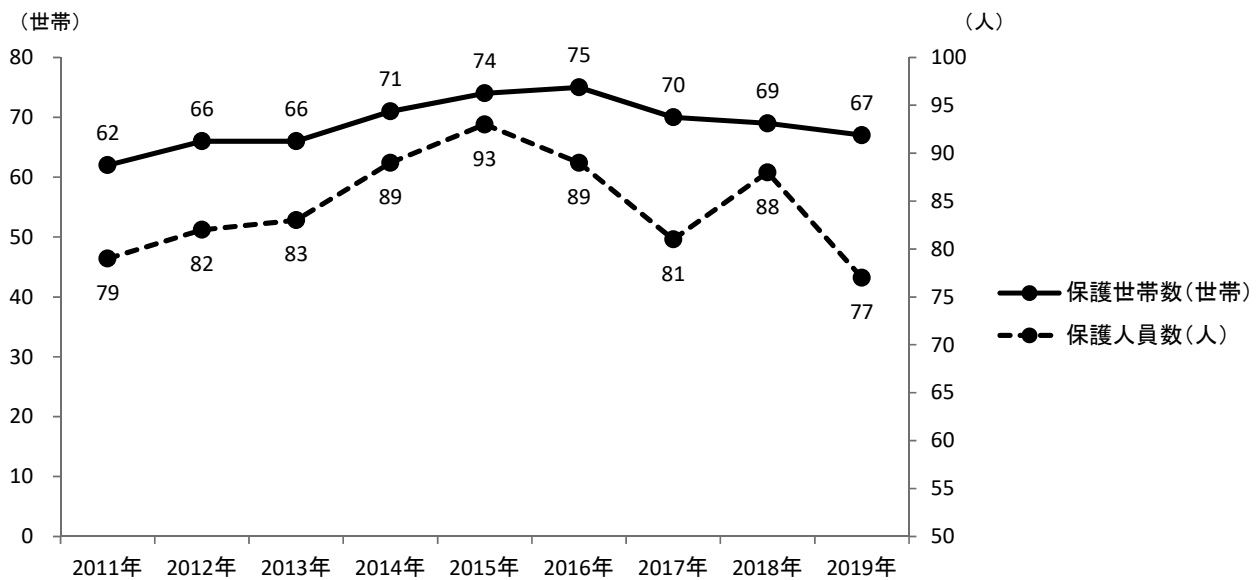
※資料：介護保険事業状況報告（各年度9月末時点）

(4) 生活福祉分野

① 生活保護受給世帯及び人員の動向

町の生活保護世帯数及び保護人員数は、2019年（令和元年）で67世帯、77人となっており、近年は減少傾向にあります。

図表-12 生活保護世帯数・保護人員数の推移(人)



※資料：奥多摩町「事務報告書」(各年度)に基づき作成

第3節 現行計画の総括

第4期の地域保健福祉計画において、6つの基本施策（情報・相談体制の充実、地域で見守る体制づくり、地域福祉推進体制の強化、交流・ふれあい・社会参加の拡大、心と身体の健康づくり、福祉サービスの充実）に沿って、施策を展開してきました。

現行計画の各種事業はA～Cの3段階（A：既に目標達成している B：目標達成に向け順調に進捗している C：目標達成が困難な見込み）で評価しました。

現行計画の総括は以下の通りです。

（1）情報・相談体制の充実

18事業のうち、A評価 12事業、B評価 6事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が67%となりました。情報提供・内容の充実では「福祉サービス利用情報提供の充実」以外の4事業、多様な相談窓口の設置と職員の資質向上では「高齢者と子どもの総合相談支援」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
情報提供・内容の充実	5	1	4	0	効果的な手法
多様な相談窓口の設置と 職員の資質向上	10	8	2	0	
苦情・相談と事業所の サービス向上	3	3	0	0	
計	18	12	6	0	

（2）地域で見守る体制づくり

17事業のうち、A評価 13事業、B評価 4事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が76%となり、6つの基本施策の中では一番高い割合となっています。権利擁護の普及啓発では「成年後見制度利用支援事業の推進」、緊急時対策と円滑な対応では「避難行動要支援者への見守り活動の充実」「社会福祉施設及び医療機関等との連携」「災害時におけるボランティア活動の充実」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
地域ケア体制の充実	2	2	0	0	
権利擁護の普及啓発	2	1	1	0	推進機関の設置
虐待防止の体制の充実	4	4	0	0	
緊急時対策と円滑な対応	7	4	3	0	
防犯・交通安全対策	2	2	0	0	
計	17	13	4	0	

(3) 地域福祉推進体制の強化

20事業のうち、A評価15事業、B評価5事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が75%となり、6つの基本施策の中では二番目に高い割合となっています。福祉・人権教育の推進では「学校・地域における福祉教育の推進」「男女共同参画社会の推進」、地域の担い手づくりでは「ワーク・ライフ・バランスの推進」、暮らしの安全対策では「生活館等の安全対策の推進」「安全に配慮した道路整備の充実」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
福祉・人権教育の推進	4	2	2	0	
地域の担い手づくり	4	3	1	0	
住みよい生活環境づくり	2	2	0	0	
暮らしの安全対策	3	1	2	0	
関係団体との連携強化	7	7	0	0	
計	20	15	5	0	

(4) 交流・ふれあい・社会参加の拡大

14事業のうち、A評価8事業、B評価6事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が57%となり、6つの基本施策の中では一番低い割合となっています。交流機会の拡充では「ボランティアによる異世代交流事業の推進」以外の4事業、就労支援では「障害者就労サポート事業の充実」「福祉施設（事業所）等への雇用斡旋」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
交流機会の拡充	5	1	4	0	町内施設の活用
社会参加・社会貢献活動の推進	5	5	0	0	
就労支援	4	2	2	0	障害者の町内就労
計	14	8	6	0	

(5) 心と身体の健康づくり

26事業のうち、A評価18事業、B評価8事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が69%となりました。健康な心と身体の維持では「がん検診の推進」「骨粗しょう症予防対策事業の充実」「肝炎ウイルス検査の推進」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策の推進」、健康づくり・介護予防の取り組みでは「健康体力づくり事業の推進」「食育講習会の充実」、医療機関との連携強化では「地域医療協議会の開催」「眼科・耳鼻咽喉科検診の実施」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
健康な心と身体の維持	13	9	4	0	積極的な受診勧奨、 禁煙者拡大への取組
健康づくり・介護予防の取り組み	6	4	2	0	参加者の固定化
医療機関との連携強化	7	5	2	0	関係機関とのネットワーク
計	26	18	8	0	

(6) 福祉サービスの充実

20事業のうち、A評価14事業、B評価6事業、C評価は該当なしで、既に目標達成している事業が70%となりました。障害者・難病患者支援では「精神障害者に対するサービスの充実」「難病患者への支援の充実」、高齢者支援では「地域包括支援センターの運営強化」「高齢者福祉サービスの充実」「地域密着型サービスの充実」「介護保険サービスの充実・適正化」がそれぞれB評価でした。

	事業数	評価			課題等
		A	B	C	
障害者・難病患者支援	5	3	2	0	支援事業所との連携
高齢者支援	8	4	4	0	グループホームの整備
子ども・子育て支援	7	7	0	0	
計	20	14	6	0	

第4節 次期計画に向けてのポイント

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017年（平成29年）5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改定され、「住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備」「複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築」「地域福祉計画の充実」があげられています。アンケート調査結果も踏まえて、次のようなポイントに整理しました。

（1）包括的な支援体制の構築

- 地域共生社会の実現を図るため、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備が求められています。
- 地域課題として、制度のはざまや課題が複合化・複雑化したケースが増えてきていて、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、必要に応じて機関につなぐことが求められています。
- 社会とのつながりや参加の支援が求められています。
- 日常の暮らしの中での支えあい、地域の見守りに向けた地域づくり、地域の居場所をはじめとする、多様な居場所づくりが求められています。

（2）住民主体に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくり

- 地域のつながりが弱まっており、地域の持続可能性への対応が求められています。
- 住民相互の支え合いの仕組みづくりの必要性が求められています。
- 地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を我が事として捉えて参画していくことが求められています。

（3）地域で支えあう人づくり・活躍できる地域づくり

- 総人口の減少や高齢化がさらに進み、地域の担い手不足の解消が求められています。
- 地元で活躍したい、地域を元気にしたいといった、自己実現や社会貢献を求める方々が実際に実行できる地域づくりが求められています。

第2章 計画の基本姿勢

第1節 計画の基本理念

一人ひとりがささえあい みんなで作るまち 奥多摩

すべての住民が豊かさを実感できる地域にするため、住民が地域で自立し、安心してうるおいのある生活のできる社会が求められています。

そのためには、住民一人ひとりが、健康に対する意識と自覚を高め、主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要です。また、住民が福祉サービスを受ける場合には、福祉サービスに関する様々な情報のなかから、自分に最も合った、質の高いサービスを選択できるようにしていくことが必要です。こうした公的なサービスの充実とともに、地域の実情に応じた住民相互の支え合い、助け合いに加え、住民自身がサービスの担い手となるきめ細かな生活支援サービスの展開が求められており、住民一人ひとりが地域福祉に参加していくことが重要です。

町では、「一人ひとりがささえあい みんなで作るまち 奥多摩」を基本理念として計画を推進してきました。本計画においても、前計画の基本理念を継承し、地域の人々が、豊かな自然環境のなかで、お互いにふれあい、支え合いながら、ともに生きる地域づくりをめざします。

第2節 計画の基本目標

基本目標1	安心した暮らしをめざして
住民が抱える様々な不安を解消し、安心した暮らしを送っていただくために、支援が必要な方の積極的な把握に努め、地域住民と協力して、地域で見守る体制づくりを推進し、安心して暮らせる地域づくりをめざします。	
基本目標2	ささえあいの地域をめざして
地域福祉を支えていくには、住民一人ひとりの地域活動への積極的な参加を促進し、地域住民が気軽に集える場所と機会をつくるとともに、生きがいをもって暮らしていけるような支え合いの地域づくりをめざします。	
基本目標3	心身ともに豊かな生活をめざして
住民が住みなれた地域において、心身ともに、いつまでも健康で暮らしていけるよう、自発的な健康づくりを支援することで、健康寿命の延伸をめざすとともに、住民の多様なニーズの把握に努めて柔軟に対応し、きめ細かな福祉施策の推進をめざします。	

第3節 計画期間中における重点的取組

地域共生社会の実現に向けて、引き続き「地域のささえあい・居場所づくり」「総合的・包括的支援の仕組みづくり」を進めていきます。

(1) 地域のささえあい・居場所づくり

今後とも少子高齢化の進展に加えて、単身世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、地域のささえあい・居場所づくりがより重要になります。

現在、住民が集える「通いの場」「認知症カフェ」などサロン活動、運動や食、自身の健康管理といった身近なことを相談できる「元気アップ健康相談」が継続されていますが、住民主体の子どもから高齢者まで集える社会参加の場の拡大に向けて、さらなる活動促進に努めていきます。また、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、新たな生活様式を周知して、感染予防対策を講じつつ、地域づくりを進めていきます。



- ・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援



(2) 総合的・包括的支援の仕組みづくり

住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく地域共生社会の実現に向けて、様々な人や関係機関が一体となり援助する包括的支援の仕組みづくりがより重要になります。高齢、障害、児童分野ともに相談支援拠点の充実や関係機関等との連携・協力を継続的に進めています。

今後とも複合化・複雑化する地域課題への対応に向けて、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める横断的な相談支援、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援を進めていきます。



- ・多機関の協働による包括的・総合的な相談支援の仕組みづくり
- ・社会とのつながりを回復する支援

支援が必要なすべての人・家族

地域の支え合いやボランティア活動と諸サービス・制度を組み合わせた
継続的で切れ目のない支援

相談・情報提供、介護サービス・介護予防サービス、地域生活支援サービス、子ども・子育て支援サービス、ふれ愛サポート、健康診査・健康指導、健康づくりサポート、在宅医療、各種の生活支援サービス、ボランティア活動、見守りなど地域の助け合い活動など

地域包括ケアシステム

■社会福祉協議会

■地域資源

ボランティア団体・NPO
自主サークル
福祉施設・サービス事業者
当事者団体
企業・各種団体 等

■地域活動団体

自治会・老人クラブ
民生・児童委員
保健推進員 等

連携・総合調整・サービス開発

連携・コーディネートの中

地域ケア会議
障害者自立支援協議会
子育て支援協議会
生活支援コーディネーター協議会 等

■専門機関

保健福祉センター
地域包括支援センター
障害者地域活動支援センター
子ども家庭支援センター
保育園・学童クラブ・学校
病院・診療所
福祉事務所
保健所・児童相談所
くらしの相談センター 等

地域包括ケアシステムの強化・拡大：高齢者、障害のある人、子ども、低所得者など全ての方へ

第4節 施策の体系

町では前節のとおり、「一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩」をめざすため、その目標ごとに施策を分類し、各種事業を体系化しました。

基本理念	
一人ひとりがささえあい みんなでつくるまち 奥多摩	

基本目標	基本施策	施策方針
1. 安心した暮らしを めざして	1-1 情報提供・ 相談支援体制の充実	情報提供の充実 相談支援体制の充実と 職員の資質向上 苦情・相談と事業所のサービス向上
	1-2 地域で見守る体制づくり	地域ケア体制の充実 権利擁護の普及促進 虐待防止の体制の充実 緊急時対策と円滑な対応 くらしの安全対策の推進
2. ささえあいの地域を めざして	2-1 人づくり・連携づくりの強化	福祉・人権教育の推進 地域の担い手づくり 関係団体との連携強化
	2-2 交流・ふれあい・ 社会参加の拡大	交流機会・社会参加の拡充 生きがいづくり・就労支援
3. 心身ともに豊かな 生活をめざして (個別計画との連携)	3-1 こころとからだの健康づくり	健康増進計画との連携推進 食育推進計画との連携推進 自殺対策推進計画との連携推進
	3-2 福祉サービスの充実	障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画との連携推進 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画との連携推進 子ども・子育て支援事業計画との 連携推進

各 論

第1章 安心した暮らしをめざして

基本施策 1-1 情報提供・相談支援体制の充実

【望ましい姿】

必要とする福祉情報が気軽に入手でき、何か困ったときの相談先があります

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

町では、町民に適切な福祉情報が得られるよう、「広報おくたま」及び防災行政無線、町のホームページにて情報発信しています。また、福祉サービスの冊子配布、リーフレット等の設置、各種専門情報の発信に努めています。

アンケート調査によれば、保健・福祉の各分野の情報入手先として、どの分野とも「町の広報やパンフレット」をあげる方が最も多い一方、インターネットや社会福祉協議会といった入手先も分野によって上位にあげられており、多様な手段による情報提供の必要性がうかがえます。また、「障害者福祉」、「介護保険」、「地域の助け合いやボランティア活動」では「知らない・わからない」といった未周知層も2割を超えて存在します。

■各分野に関する知識、情報の入手先

分野	第1位	第2位	第3位	
子どもの福祉	町の広報やパンフレット 63.4%	防災行政無線 19.4%	近隣の人、知人、友人 17.0%	知らない・わからない 14.0%
障害者の福祉	町の広報やパンフレット 51.0%	防災行政無線 13.3%	社会福祉協議会 12.0%	知らない・わからない 23.0%
保健・健康づくり	町の広報やパンフレット 66.0%	防災行政無線 34.8%	インターネット 12.5%	知らない・わからない 10.1%
高齢者の福祉	町の広報やパンフレット 58.1%	防災行政無線 18.3%	社会福祉協議会 14.4%	知らない・わからない 15.7%
介護保険	町の広報やパンフレット 49.9%	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等 13.5%	防災行政無線 12.0%	知らない・わからない 23.9%
地域の助け合いやボランティア活動	町の広報やパンフレット 54.8%	防災行政無線 21.1%	近隣の人、知人、友人 17.9%	知らない・わからない 20.6%
医療・保険	町の広報やパンフレット 56.4%	防災行政無線 16.8%	インターネット 14.2%	知らない・わからない 13.8%

効果的なPR方法や情報発信など、わかりやすい情報提供をする工夫が必要です。

【今後の方向性】

情報の提供方法については、紙媒体や防災行政無線、インターネット、関係機関や近所付き合いなど幅広いことから、福祉分野等に係る施策や事業の案内等を掲載し、常に最新の情報に更新するよう努め、検索機能や各種申請書のダウンロード等、住民の利便性の向上を図ります。また、情報弱者が地域で孤立しないよう、近所の声かけや見守り、ささえあいの地域づくりなど、人を介して情報を伝えられる支援づくりに努めます。

【施策を支える主な事業】

■広報・ホームページ等の充実

「広報おくたま」の紙面の充実に努めるとともに、「防災行政無線」での声によるお知らせ、町の福祉に係る計画や「奥多摩の福祉サービス」、事業のお知らせ等をホームページに掲載し、内容の充実に努めます。また、その他の効果的なPR方法を検討します。

■福祉サービス利用情報提供の充実

町の福祉に係る施策やサービスについての情報を掲載した「奥多摩の福祉サービス」を3種類（高齢者編、障害編、母子・子育て編）作成し、配布しています。今後も制度の変更や町の取り組む事業について、内容の見直しを図り発行します。

■保健・医療サービス・健康づくり情報提供の充実

「奥多摩町保健事業のお知らせ（成人版）」を毎年、全戸配布し、特定健診、各種検診及び予防接種、感染症などのほか、子どもの発熱等緊急時の応急対応や熱中症・感染症など、保護者のニーズにも対応した情報を提供します。

また、「奥多摩町の保健・医療・福祉」については施設の案内など随時情報を更新できるホームページの充実に努めます。

■ボランティア・仲間づくり情報提供の充実

社会福祉協議会が発行している広報紙「おくたま ふくし」に併せて「ボランティア通信」を年4回発行します。

また、ボランティア関連情報や交流を促す催しなどの情報が手軽に入手できるよう、ホームページやSNS等を活用した情報発信等を検討し充実に努めます。

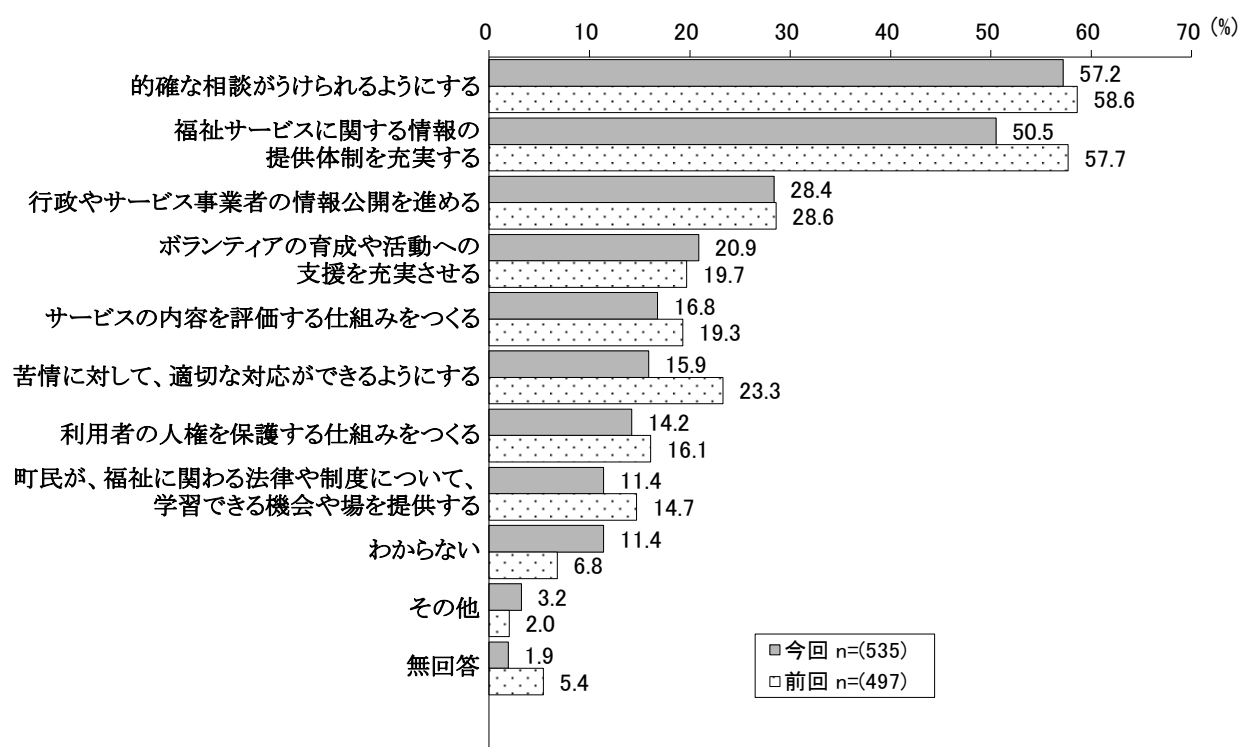
(2) 相談支援体制の充実と職員の資質向上

【現状と課題】

町では、高齢者の総合相談、子どもの総合相談、母子健康相談、障害者一般相談、生活総合相談など、分野ごとに相談支援の充実を図っているほか、社会福祉協議会との連携、職員への研修や専門性の向上などを図っています。

アンケート調査によれば、利用者本位の福祉のために必要なこととして、的確な相談がうけられるようにする、福祉サービスに関する情報の提供体制を充実するが前回調査同様、上位にあげられており、相談体制と情報提供体制の重要性があげられています。

■利用者本位の福祉のために必要なこと（複数回答）



近年、個人や世帯の抱える課題が一層複雑化・複合化している中、継続的な関わりが求められたり、ひきこもりなどの本人や家族の社会的孤立、福祉以外の課題などが関係するケースも増えてきていることから、個々の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応が必要となっています。

【今後の方向性】

相談支援に関しては、複数の課題や困りごとを抱えている世帯に対応するため、福祉の相談窓口で全ての相談を受け、課題を整理し、高齢者・障害者等の分野ごとの支援につなぐ、また、支援が必要であるにもかかわらず相談ができない人に対し、積極的に働きかける支援体制の充実を図るとともに、職員の専門性の向上、専門職同士のネットワーク、分野を超えた横のつながりを強化し、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

【施策を支える主な事業】

■分野別の相談支援の充実及び連携強化

高齢者の総合相談、子どもの総合相談、母子健康相談、障害者一般相談、生活総合相談などの相談支援は、分野別対応だけでなく、分野を超えた横の連携により、関係機関への取り次ぎなどを通じて総合的な対応を行います。

■健康相談体制の充実

自分の健康状態について確認し、体調管理に役立てることができるよう生活習慣病予防をはじめとした健康相談を随時実施し、健康意識の向上と、健康状態の維持増進を図るきっかけや保健福祉事業についての情報提供や紹介の場としても活用します。

■保健所の相談支援の活用

心の問題への相談支援においてより適切な支援を行うため、相談者と話し合い、必要に応じ、主治医や関係機関との連携に努めていきます。また、町事業である専門医による、精神専門相談事業を継続していきます。

また、必要なケースにおいては、保健所とも連携をとり、保健所の相談支援を活用します。

■社会福祉協議会の相談・支援の活用

社会福祉協議会では、住民の身近な相談を地域で受けられるよう、窓口での相談をはじめ電話相談、訪問相談等による住民の立場にたった相談受付に努めており、町でも情報の収集・共有を強化し、連携して対応します。

■専門研修の充実

地域包括支援センター職員の基礎・現任研修、介護支援専門員専門研修などの専門研修の受講を実施します。

保健師・管理栄養士などの専門職については、国・都主催の保健師会、栄養士会等への出席など、専門職の研修機会の確保に努め、虐待などのケースや要保護児童・要支援児童の相談などに対応する専門的な知識の修得とスキルアップを図ります。

■各種専門資格の取得

少子高齢化や社会環境の変化により、様々な相談が増加しており、高齢者の困難ケースや障害者、子どもの相談等に対応するため、相談業務を担当する職員には社会福祉主事等の資格取得を推進し、専門研修の受講と併せ、相談員の資質向上を図ります。

また、保健福祉分野は多岐にわたり、事務担当職員も知識の習得の機会が必要となっており、業務に必要な研修を行います。

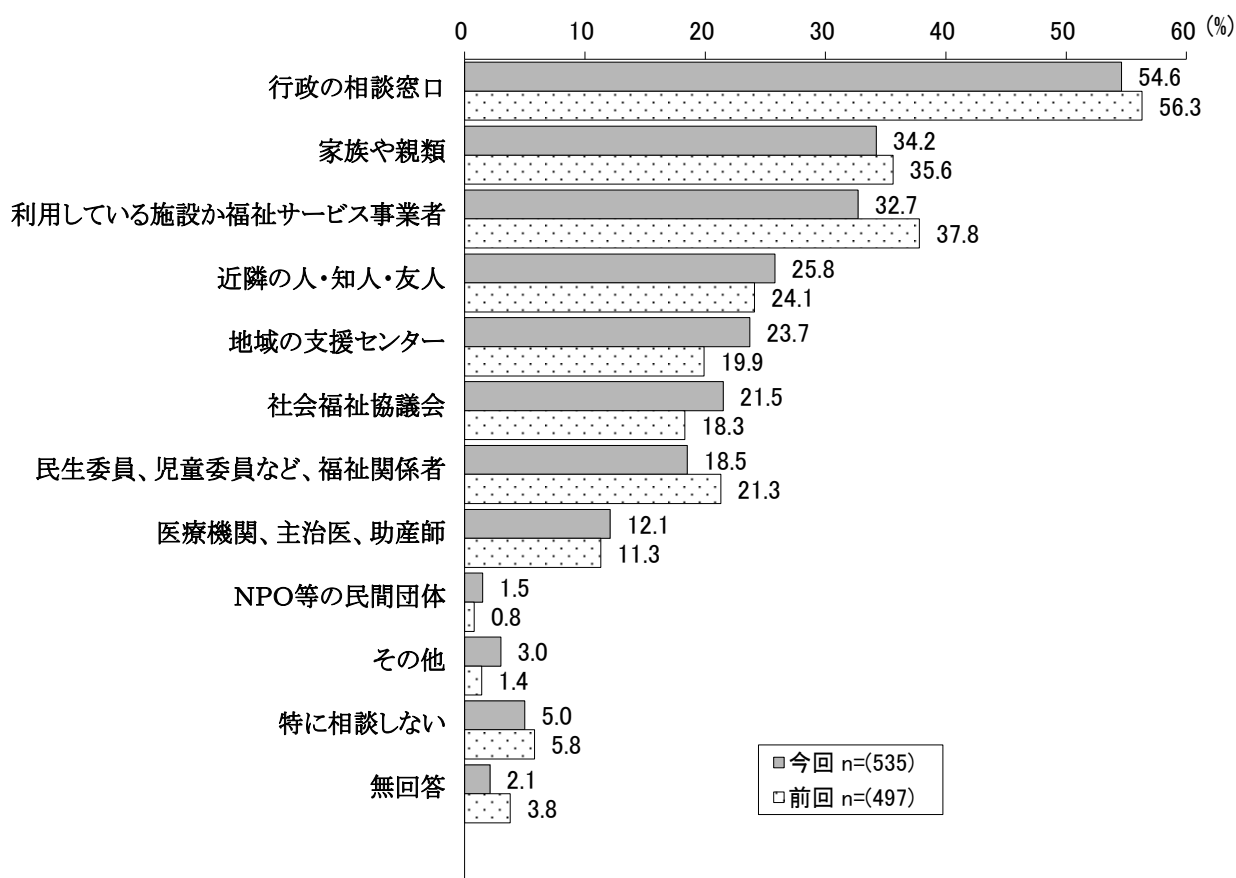
(3) 苦情・相談と事業所のサービス向上

【現状と課題】

町では、苦情・相談等については、福祉サービスは保健福祉センター、介護サービスは地域包括支援センター、子どもは子ども家庭支援センターの相談窓口で受け付け、専門機関と連携して対応に努めています。

アンケート調査によれば、苦情の相談先として、「行政の相談窓口」が前回調査と同様、5割を超えて最多となっており、次いで「家族や親類」「利用している施設か福祉サービス事業者」と続き、行政の相談窓口の充実、身内やサービス提供側を通じたさまざまな声の吸い上げなど、相談窓口につながるような仕組みがより重要になっています。

■福祉サービスに対する苦情の相談先（複数回答）



【今後の方向性】

苦情・相談の相談窓口の周知向上をめざすとともに、地域の様々な相談を受け止め、窓口での対応または関連する機関につなぐ機能の強化に向け、専門機関との連携強化を引き続き進めます。

また、第三者評価については、社会福祉法人の提供するサービスを第三者機関が客観的な立場から評価する取り組みに対して、第三者評価受審結果の利用者への情報提供に努め、施設等におけるよりよいサービスの向上を図ります。

【施策を支える主な事業】

■苦情・相談窓口の充実

福祉サービスに関する苦情・相談等については保健福祉センターで、介護サービスは地域包括支援センターで、子どもは子ども家庭支援センターで受け付け、専門機関と連携して対応します。

苦情・相談に対応できる体制の充実と、相談窓口の周知に努めます。また、匿名での苦情・相談についても検討し、苦情・相談窓口機能の充実を図ります。

■苦情受付、苦情に係る事案の解決結果、改善状況等の報告

介護サービス事業所、障害者施設、保育園等では、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う「第三者評価」を導入しています。町では、介護サービス事業者、障害者施設、保育園の全てに第三者委員会を設置しており、利用者と事業者間で解決できない場合や利用者から町に直接相談があった場合は、町で事実確認を行うなどの対応を行います。

今後も制度の利用を促進し、サービス提供事業所との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図ります。

■第三者評価事業の充実

社会福祉法人の提供するサービスを第三者機関が客観的な立場から評価する取り組みに対して、東京都の「第三者評価受審費補助金交付事業」の活用を継続するとともに、第三者評価受審結果の利用者への情報提供に努めます。

認知症高齢者グループホーム第三者評価についても評価事業を継続し、運営推進会議が開催できるよう運営法人への働きかけを行います。

(4) 地域ケア体制の充実

【現状と課題】

町では、保健福祉センターや奥多摩病院等の保健・医療・福祉拠点を中核として、様々な施設が連携してケアセンター会議等を実施し、多職種との連携等を図り、保健・医療・福祉の様々な課題に適切に対応する体制を構築しており、さらにサービスの一元化と、サービスを効率的に提供できるシステムの構築をめざしています。

【今後の方向性】

地域包括支援センターをはじめとした地域の関係機関、団体の連携を強化し、支援を必要とする人の視点に立ち、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、町民一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを持続的に実現していけるよう、更なる連携の強化を進めます。

【施策を支える主な事業】

■保健福祉センターと町内医療機関との連携

子育て、健康づくり、介護、福祉などについて、医療的な観点から適切な保健福祉サービスが提供できるよう、さらなる保健福祉センターと町内医療機関の連携強化を図ります。

■ケアセンター会議等の推進

支援が必要な方の情報を共有するため、保健福祉センターを中心に、子ども家庭支援センター、社会福祉協議会、高齢者在宅サービスセンター、奥多摩病院、特別養護老人ホームグリーンウッド奥多摩などの各施設の課長・係長、町福祉等に関する職員などが出席する担当者会議を開催し、関係機関の情報共有や連携の強化を図ります。

基本施策 1-2 地域で見守る体制づくり

【望ましい姿】

お互いを認めあい、周囲の人や世帯の困りごとに気づいたら、温かく見守るとともに、できる範囲での支援や適切な相談先につなげるようにします

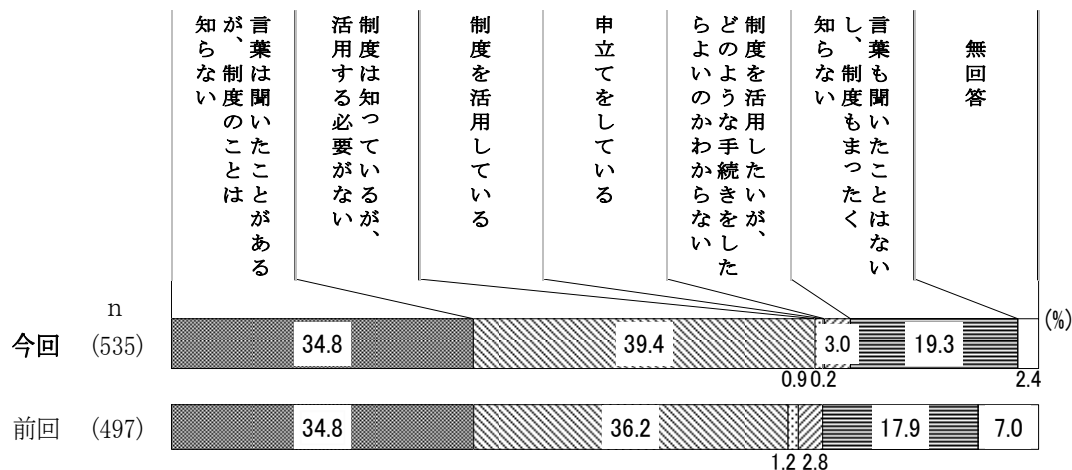
(1) 権利擁護の普及促進

【現状と課題】

町では、権利擁護の推進に向けて、成年後見制度推進機関の設置に向けての準備を進めています。また、奥多摩町社会福祉協議会にて「地域福祉権利擁護事業」を推進し、サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを行っています。

アンケート調査によれば、成年後見制度の認知度は、「制度は知っているが、活用する必要がない」が約4割で最も多く、前回調査に比べて、知っている割合は微増となり、少しずつですが浸透してきているようです。一方、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」も2割弱となっており、今後とも認知症高齢者や独居高齢者、高齢夫婦のみ世帯の増加が見込まれる中、制度の周知は継続的に進めていく必要があります。

■成年後見制度の認知度



【今後の方向性】

誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、判断能力が十分でない認知症高齢者や障害者の相談に対応し、適切なサービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進するとともに、福祉サービスの契約や利用をめぐる様々なトラブルから利用者を守るため、各種制度の情報提供の充実を図ります。また、本計画を基に成年後見制度の利用促進に向けた推進機関の設置、各種取り組みを進めていきます。

【施策を支える主な事業】**■成年後見制度利用支援事業の推進**

高齢者や障害者等の意思決定支援や財産保護・身上保護が適切に行われるよう、成年後見申立てに係る手続きを支援し、低所得者に対しては申立てに係る費用及び後見人等に対する報酬を補助します。

「広報おくたま」や講演会・研修会などにより、住民や保健福祉関係者に成年後見制度についての周知や活用の促進を図ります。

■地域福祉権利擁護事業の推進

社会福祉協議会では、東京都社会福祉協議会からの受託事業として福祉サービスの利用援助（東京都地域福祉権利擁護事業）を行っており、専門員、生活支援員が相談に対応しています。今後も、関係機関と連携して事業の周知に努め、在宅福祉サービスの利用援助を推進します。

また、サービスが多様化、複雑化するなか、サービスの利用を援助する当該事業の必要性は高まるため、生活支援員の育成などに努めます。

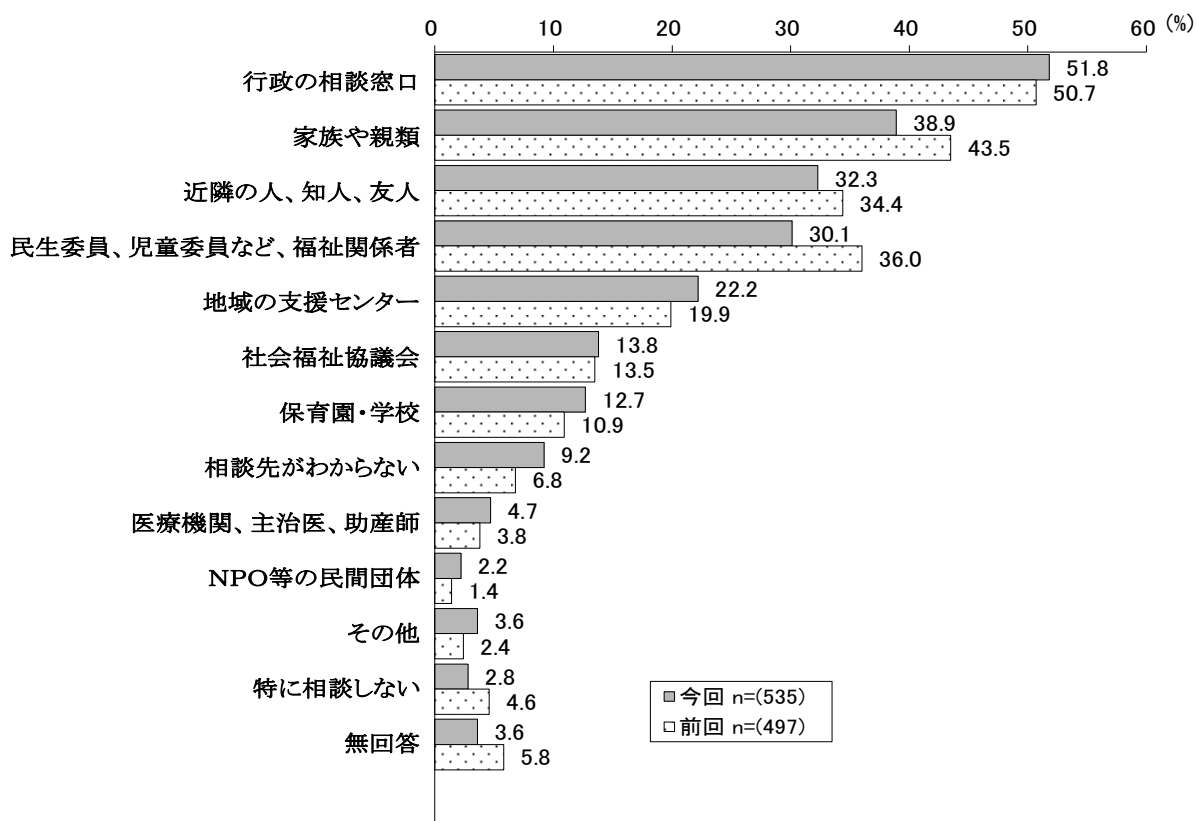
(2) 虐待防止の体制の充実

【現状と課題】

町では、児童虐待については子ども家庭支援センターを中心とした要保護児童対策地域協議会での対応、高齢者虐待については地域包括支援センターを中心とした関係機関との連携による対応、障害者虐待については障害者虐待防止センターによる対応を行っています。

アンケート調査によれば、ひきこもり、いじめ、児童虐待、高齢者への虐待、孤独死などの社会問題に直面した時の相談先として、「行政の相談窓口」が5割強で最も多く、次いで「家族や親類」「近隣の人、知人、友人」「民生委員、児童委員など、福祉関係者」と続いており、行政窓口のほか、身内や知り合い、民生委員・児童委員等、周囲の気づきが早期発見・早期対応には重要な要素となっています。

■ 社会問題の相談先（複数回答）



【今後の方向性】

児童への虐待としては、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトがあげられますが、引き続き子ども家庭支援センターの要保護児童対策地域協議会で早期発見や適切な支援を行っていきます。高齢者への虐待としては、身体虐待、介護放棄、心理的虐待などがあげられ、地域住民はそれらの行為を発見した場合には町や地域包括支援センター、警察などに届け出る義務があるため、通報義務についての周知に努め、予防や早期発見等を図ります。

また、障害者の虐待に対しては、障害者の尊厳を守り、自立と社会参加を推進するため、発見した人の通報義務を定めるとともに、町や関係機関に虐待の予防や早期発見等の取り組みが求められていることから、虐待防止体制の充実を図ります。

【施策を支える主な事業】

■子ども家庭支援センター事業の充実

保護者などの不安の軽減、児童虐待の未然防止を図るため、子どもと家庭に関する総合相談、絵本といっしょ（読み聞かせ）、子育てサロン等の事業の推進や内容の見直しを図り、子ども家庭支援センター事業を充実します。

■要保護児童対策地域協議会の充実

虐待等を受けた児童に対する体制強化を図るため、民生・児童委員協議会、児童相談所、学校、警察、保健所等の関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見・早期対応、関係機関の連携に取り組んでいます。今後も要保護児童等に関する情報の共有化を図り、迅速かつ的確な対応及び防止につなげるため、要保護児童対策地域協議会を充実します。

■地域包括支援センターの充実

高齢者虐待などの困難ケースの増加に対応し、高齢者虐待防止の啓発及び地域からの通報や相談窓口の周知を図り、地域包括支援センターを中心に関係機関との連携により、迅速で適切な対応や必要に応じた支援の調整を図ります。

■障害者虐待防止の推進

虐待の早期発見に努め、虐待を受けた障害者の安全を確保し、関係機関と連携しながら、養護者に対する相談、指導、助言、その他必要な支援を行います。

また、障害者虐待防止に向け、障害者虐待防止リーフレットの作成と全戸配布など広報・啓発に努めるとともに、虐待に関する各種相談に対応し、充実を図ります。

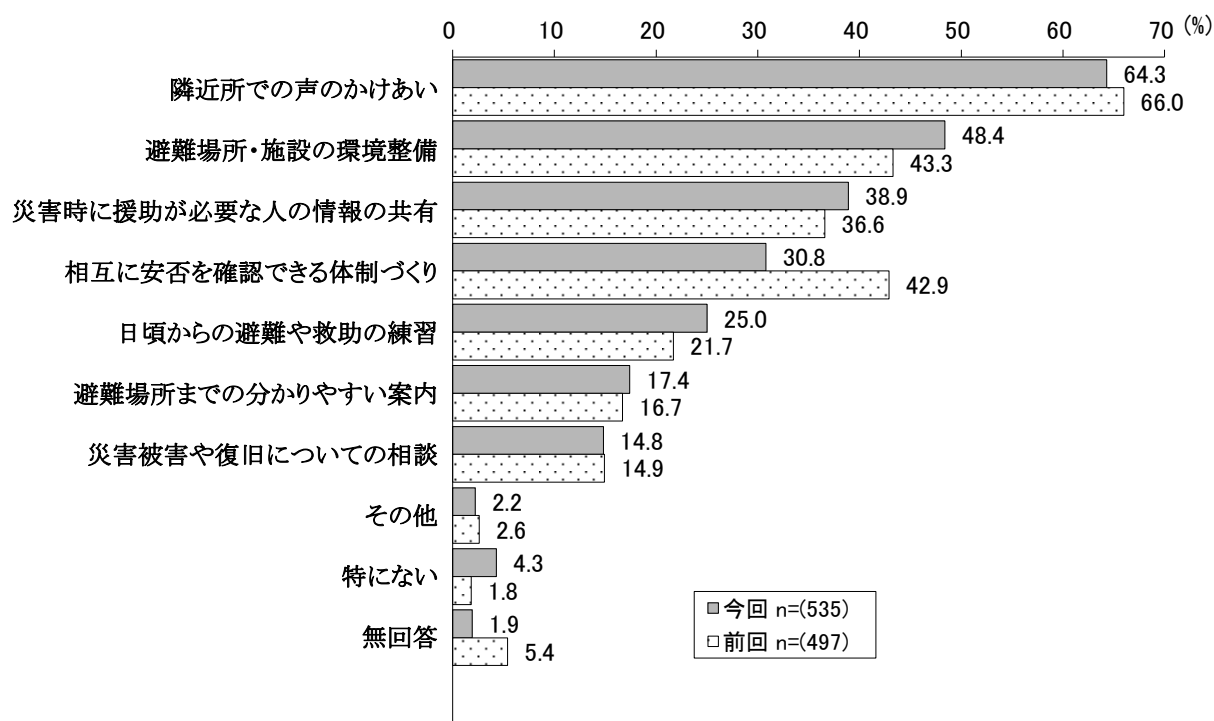
(3) 緊急時対策と円滑な対応

【現状と課題】

町では、「奥多摩町地域防災計画」を策定し、災害時要援護に関する対策を進めています。また町のホームページにて各種情報の提供も行っています。

アンケート調査によれば、災害を通じて、地域で特に重要な取組では、「隣近所での声のかけあい」が6割台半ばで最も多く、次いで「避難場所・施設的环境整備」「災害時に援助が必要な人の情報の共有」と続いています。「避難場所・施設的环境整備」「災害時に援助が必要な人の情報の共有」は前回調査に比べてその割合が増えており、環境整備や援助者情報の共有の重要性が増してきています。

■災害を通じて、地域で特に重要な取組について（複数回答）



【今後の方向性】

声かけや見守り等の地域活動を通じたささえあいの地域づくりを進めるとともに、平時から地域の社会福祉施設や医療機関等と協議して有事に備えるほか、関係機関による見守り活動の促進、支援体制の整備を進めます。

また、大規模災害時に迅速かつ柔軟な救護活動を円滑に進めるために平時から取組を進めるとともに、保健所と連携した感染症対策の充実を図ります。

【施策を支える主な事業】

■社会福祉施設及び医療機関等との連携

介護老人福祉施設との「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」に基づき、運用マニュアルの作成や災害時の物資の確保等、関係機関と協議し有事に備えます。また、受け入れ態勢の確保に向け、社会福祉施設や医療機関等、幅広い機関・施設と連携を図ります。

■避難行動要支援者への見守り活動の充実

保健師や自治会、民生・児童委員協議会等の関係機関との連携を強化し地域のなかで見守り活動を促進します。また、奥多摩町避難行動要支援者名簿を活用した関係機関との連携方法の検討を進め、支援体制の整備に努めます。

■災害時におけるボランティア活動の充実

大規模災害時において、迅速かつ柔軟な救援活動を円滑に進めるための「奥多摩町災害ボランティア活動マニュアル」に基づき、日頃の取り組み等を含めた防災訓練を実施します。

また、マニュアルについては、震災や風水害、雪害等の経験を活かした内容を検討し、災害時におけるボランティア活動の充実を図ります。

■感染症対策事業の充実

各施設等での消毒液の設置の普及など感染症対策をさらに促進するとともに、住民の健康づくりに供するため、感染症予防対策についての講演やリーフレットや「広報おくたま」等による周知など、保健所と町と連携した感染症対策事業の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式等の普及啓発を図ります。

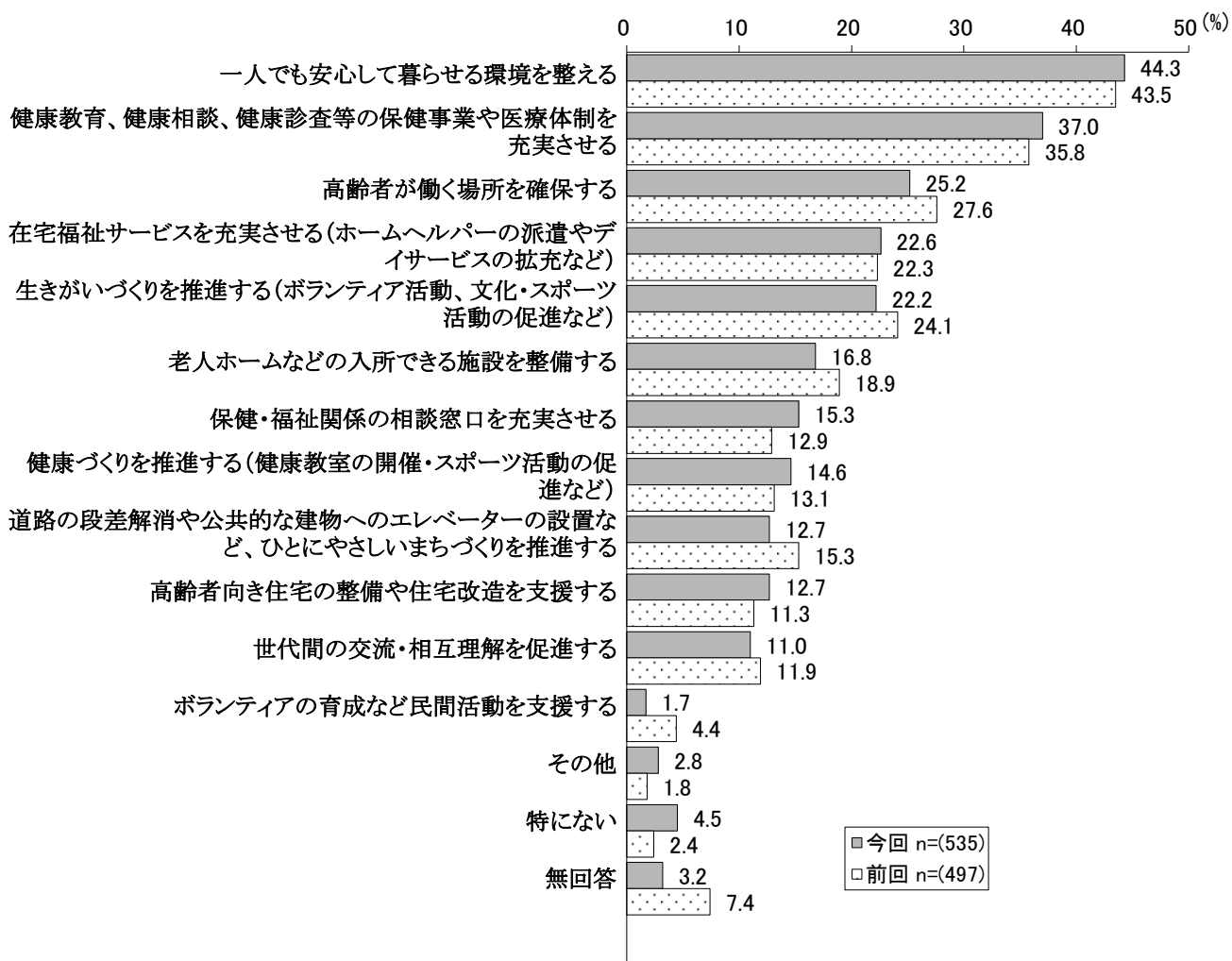
(4) 暮らしの安全対策の推進

【現状と課題】

町では、平時からの防災行政無線による防犯意識の啓発や情報提供を行うなど、防災対策の充実を図るとともに、交通安全対策の充実に努めています。また、住民の暮らしの安全対策として、熱中症対策などの利用者の健康を守るための働きかけを進めているほか、安全に配慮した道路整備を進めています。

アンケート調査によれば、活用のある地域づくりに必要なことでは、「一人でも安心して暮らせる環境を整える」が4割以上で最も多くなっており、今後独居高齢者の増加が見込まれる中、一人でも安心して暮らせる環境の重要性がさらに増していくことが予想されます。

■活用のある地域づくりに必要なこと（複数回答）



【今後の方向性】

住民一人ひとりを犯罪や事故から守り、安心して暮らしていけるよう、必要な情報提供・環境整備を行うとともに、住民の健康面や歩行者等の安全確保に向けて、関連部署と連携しながら、総合的なくらしの安全対策を進めます。

【施策を支える主な事業】

■防犯対策の充実

防災行政無線による防犯意識の啓発と防犯情報の提供を行うとともに、地域住民が協力して、犯罪を寄せ付けない地域づくりに努め、防犯対策の充実に努めます。

また、犯罪発生の危険がある場所への防犯灯の増設、老朽化した防犯灯の建て替え、LED化を進めます。

■交通安全対策の充実

住民の安全な生活を確保するために活動している交通安全協会の活動を支援するとともに、児童の交通事故を防止するための安全帽やランドセルカバーの配布を継続して行います。周辺自治体や警察など関係機関との連携による広域的な交通安全対策の充実、地域住民と協力した児童・生徒の登下校の見守りを促進します。

また、高齢者が関わる事故を防止するため、老人クラブ等での高齢者への呼びかけなど高齢者の交通安全への意識を高めるとともに、交通安全協会の実施する講習会、イベントへの参加を呼びかけるなど、高齢者が安心して外出できる地域づくりを推進します。

■ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

高齢者・障害者が安全で快適な生活が送れるよう、だれもが安心して快適に利用できる道路や施設等の基盤整備、町内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

■地域活動等の場での安全対策の推進

生活館、コミュニティーセンターなどの活動の場において、熱中症対策など利用者の健康を守るため、空調設備の整備など、施設の安全対策を推進します。

第2章 ささえあいの地域をめざして

基本施策2-1 人づくり・連携づくりの強化

【望ましい姿】

思いやりの心を持ち、地域の一員として、助け合い意識のもと、ボランティア活動等ができます

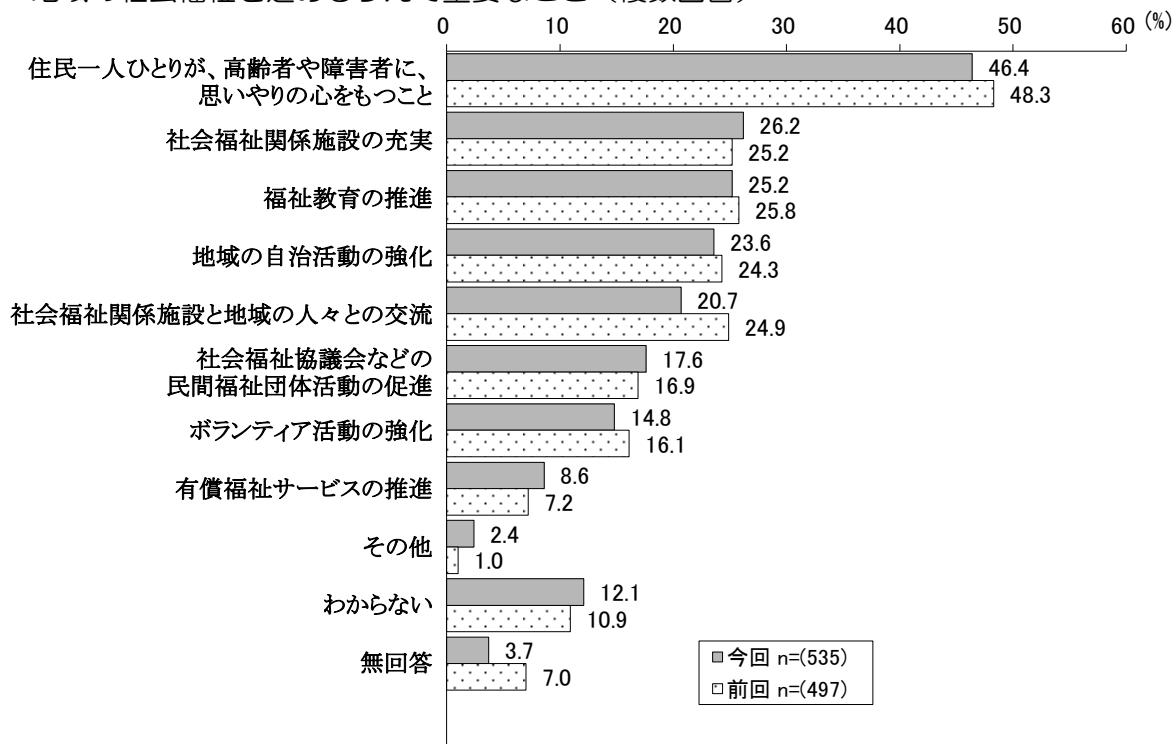
(1) 福祉・人権教育の推進

【現状と課題】

町では、専門職などによる出前講座等を実施し、福祉・人権について啓発活動を行っています。小・中学校における福祉教育において、児童・生徒に対し福祉の心を育むことを目的に、施設への訪問やふれあい交流活動を行っています。地域においては、地域の助け合い意識を高め、いくことを目的に、講座や講演などを通して意識の啓発に努め、ボランティア活動の実践へとつなげています。

アンケート調査によれば、地域の社会福祉を進めるうえで重要なことは、「住民一人ひとりが、高齢者や障害者に、思いやりの心をもつこと」が4割台半ばと最も多く、次いで「社会福祉関係施設の充実」「福祉教育の推進」と続いており、意識啓発や福祉教育の重要性がうかがえます。

■地域の社会福祉を進めるうえで重要なこと（複数回答）



【今後の方向性】

子どもの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の取組まで、教育分野と社会福祉分野が重なり合う福祉教育を進めていきます。また、多様性を認め合い、ともに生きる力を育んでいけるよう、学校教育、社会教育など、あらゆる機会を利用した意識啓発、多文化共生や多様性に対する理解の促進等を通じて、福祉・人権教育を進めます。

【施策を支える主な事業】

■各種制度に関する普及・啓発の推進

高齢者福祉や介護サービス、障害者総合支援法関連については、制度改正により内容が複雑化しているため、利用方法等の周知を強化します。「広報おくたま」や町ホームページ等を活用した制度周知に加え、地域や団体からの様々な要望に応じて専門職などによる出張講座等を通して、制度の周知、普及啓発、サービス利用のサポートを行います。

■学校・地域における福祉教育の推進

学校教育活動での交流や、ボランティア活動など、地域との交流のなかで福祉教育を推進するとともに、生涯学習の場を通じて、福祉講演会、福祉学習教室を開催し、福祉教育を推進します。

小・中学校においては、職業（職場）体験学習の場として町内に4施設ある特別養護老人ホームや保育園等の福祉施設を指定し、福祉・職場体験・異世代交流の場づくりを進めるとともに、認知症サポーター養成講座など新規事業を取り入れながら推進します。

■障害に対する理解の促進

障害に対する正しい理解を深めることができるよう、各種イベントの開催や啓発活動に努めるとともに、障害者が地域活動に参加・交流でき、困っている時には周りの人がサポートできる環境づくりや障害者差別解消法等の周知の促進に努めます。

■多文化共生や多様性に対する理解の促進

男女共同参画意識の啓発を図るとともに、外国人や性的少数者などの多文化共生や多様性の視点をもって各種取組を進めます。

また、誰でも地域社会や家事・子育て・介護などへ積極的に参加できる社会づくりを推進します。

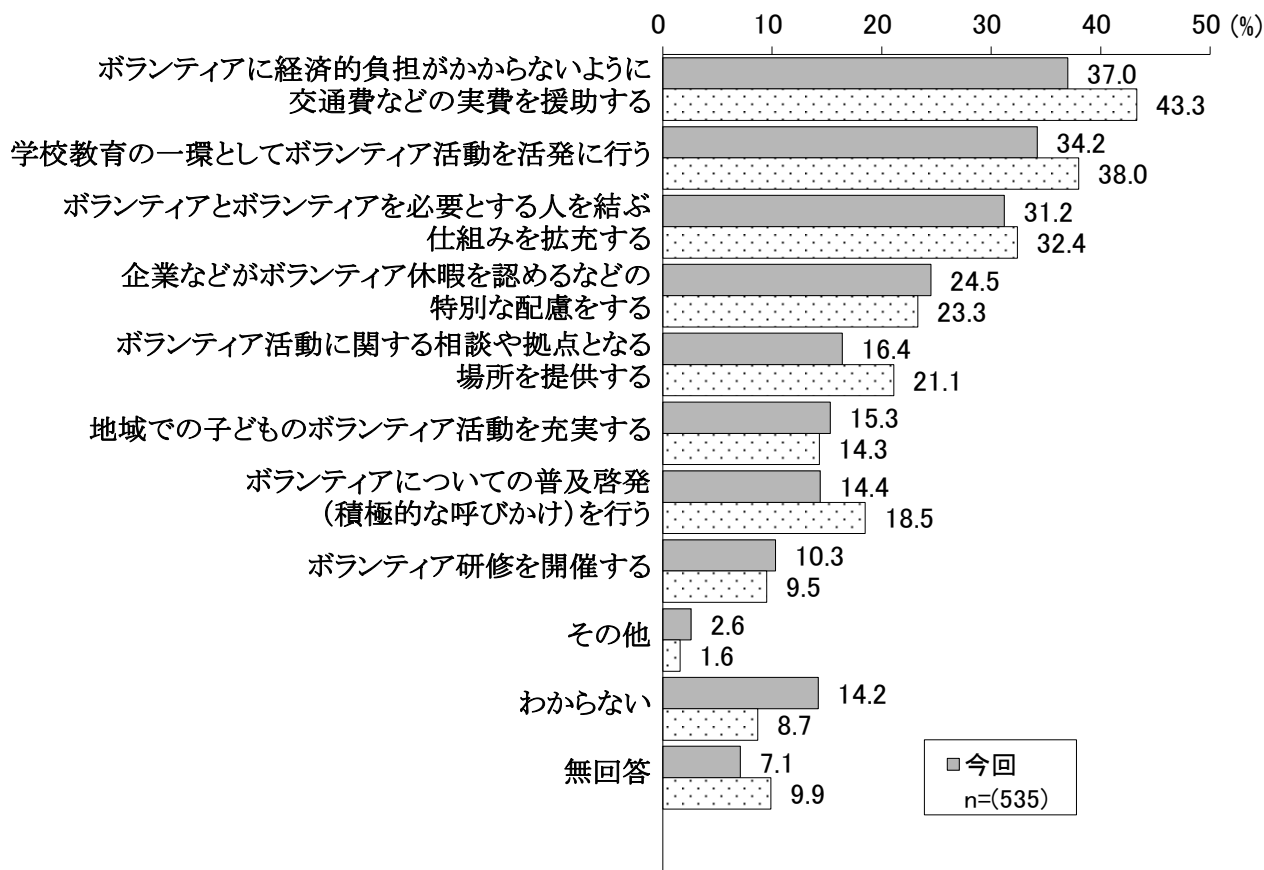
(2) 地域の担い手づくり

【現状と課題】

町では、「ボランティア団体代表者連絡会」等による相互連携の場づくり、リタイア期等の適時にボランティア参画を促す情報提供等を行っているほか、「ボランティア・センターおくたま」を中心に活動支援、情報提供、人材育成支援などを進めています。また、住民相互の交流を促進するため、健康づくり事業を自治会単位で実施するなどの取り組みを行い、次代の地域の担い手づくりを支援しています。

アンケート調査によれば、今後ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」が4割弱と最も多く、次いで「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」と続いており、ボランティアのあり方、学校教育との連携、人と人とをつなぐ仕組みなど、さまざまな課題がうかがえます。

■今後、ボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと（複数回答）



【今後の方向性】

地域活動等に参加しやすいような社会的な環境整備や、活動団体においても迎え入れる環境を整備するとともに、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能の強化、多様な主体によるボランティアの育成支援や地域活動の活性化等を通じて、地域の担い手づくりに取り組みます。

【施策を支える主な事業】

■ボランティア・住民活動の育成支援

ボランティア団体や各種サークルが行う地域活動を支援し、住民活動の活性化を図ります。
「ボランティア団体代表者連絡会」等による相互連携の場づくり、リタイア期等の適時にボランティア参画を促す情報提供等を進めます。

■ボランティア・センターおくたまの充実

福社会館内に設置されている「ボランティア・センターおくたま」において、ボランティア活動に必要なスペースと機材を配置し、利用者の利便性向上を図るとともに、ボランティア保険掛金助成、ボランティア団体活動費助成、ボランティア活動普及事業補助金などの活動支援の充実と、地域活動参加促進の交流の場として「ボランティアの集い(意見交換会)」の実施を図ります。

■ボランティアの人材育成

町内外問わず、ボランティアを始めたいと思っている人が実際の活動につながるよう、各種情報提供やきっかけづくり等の取り組みへの支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

またボランティア団体や地域のリーダーの人材を発掘・養成するとともに、ボランティアコーディネーターなど専門的知識を持った人材やボランティア団体の後継者を育成するため、研修会や新たな講座の開催を推進します。

■ボランティア養成事業の実施

幅広い年齢層を対象に夏体験ボランティア、手話・点字・指圧講習会など各種講習会の開催をはじめ、多様なニーズに対応できるボランティアの発掘・育成を図ります。

■地域ささえあいボランティア事業の普及・促進

高齢者等の「援助を受けたい人」(利用会員)に対して、医療機関、買い物等の送迎、見守り等を「援助できる人」(協力会員)がサポートする有償ボランティア制度により、社会参画や外出の支援を行います。制度のPRと協力会員の確保を図り利用の促進に努めます。

■自治会活動の支援

自治会活動の活性化を図るため、活動拠点の整備や保健推進活動への支援、森林セラピー健康づくり事業の自治会単位での実施等を通じて、住民相互及び自治会内での交流を促進することにより、次代の地域の担い手づくりを支援します。

また、自治会活動の担い手の高齢化等により生じる様々な問題を解決するための活動に対して支援が受けられるように、自治委員会議や意見交換会等を通じて町と各自治会との連携を強化し、情報共有体制の充実を図ります。

■福祉・介護人材の確保・育成

地域包括ケアシステムの構築を推進するため、福祉・介護人材の確保、育成・定着支援に関する総合的な取組を進めます。

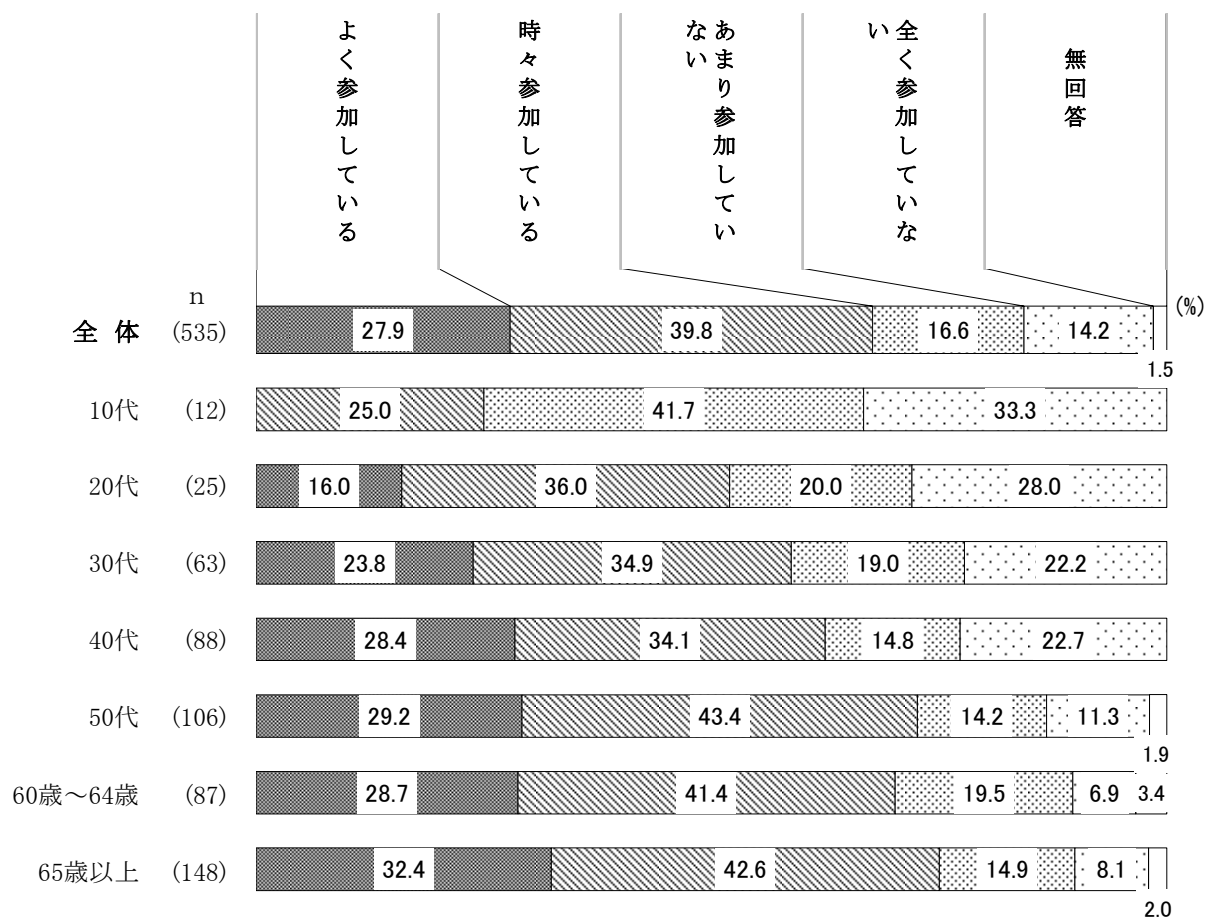
(3) 関係団体との連携強化

【現状と課題】

町では、地域で活動する活動団体や各種障害者支援団体、民生・児童委員協議会との連携を図っています。また、健康づくりに向けては、健康づくり推進協議会、保健推進員活動の充実を図っています。

アンケート調査によれば、地域の行事や活動への参加では、参加している割合は全体で67.7%、年代別では65歳以上が最も多く、参加者の高齢化がうかがえます。

■地域の行事や活動への参加



【今後の方向性】

今後高齢化がさらに進行して要支援家庭が増加するなかで、民生・児童委員、保健推進員の負担が増加していくことが予想されますが、大規模災害の対応や見守り、相談、健康づくり等の活動を充実していくため、民生・児童委員、保健推進員、ボランティア団体等と自治会との連携の仕組みを構築し、関係を強化することで、住民福祉の向上に努めていきます。

【施策を支える主な事業】

■分野別計画の推進主体である各種協議会等との連携

健康づくり推進協議会、食育推進協議会、いのち支える自殺対策推進協議会、障害者自立支援協議会、介護保険運営協議会、子ども・子育て会議等、地域福祉の推進に向けて、分野別計画の推進主体である会議体との連携を図ります。

■障害者支援団体との連携

身体障害者福祉協会、精神障がい者のつどい「なごみの会」やNPO法人「タンポポの会（障害者(児)を支援する団体）」の当事者団体、社会福祉協議会、地域活動支援センター等との相互の連携を強化し、活動の支援や事業を行います。

また、障害者支援の専門職が連携し、支援体制のより一層の強化を図ります。

■民生・児童委員協議会との連携

各地区の民生・児童委員が、関係機関と連携して、各種相談・支援や見守り等を行います。

また、委員の確保をはじめ、住民の相談等が多様化していることから、より一層、民生・児童委員協議会と関係機関との総合的な連携体制の構築を図ります。

■保健推進員との連携

各地区の保健推進員と連携して、地域住民の健康意識の向上を目指し保健活動を行います。

また、保健推進員全体会を通じて活動内容の説明、健康づくりや保健情報の提供、相互の連携強化を図り、地域の情報の共有化に努めます。

■ボランティア・センターとの連携

ボランティア・センターがボランティア活動の情報・連携の中核を担い、施設のボランティアコーディネーター、自治会、老人クラブ等との連携を密にし、ボランティアニーズの発掘、ボランティア団体同士の連携による活動促進の支援に努めます。

■居宅介護支援事業所との連携

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所と連携し、ケアマネ連絡会等で、情報交換・共有、ケアプラン点検等を行い、介護支援専門員のスキルアップを図ります。

また、ひとり暮らしや認知症高齢者の増加に伴い、町内の居宅介護支援事業所の体制強化と町外からの居宅介護支援事業所の参入を引き続き促進します。

基本施策 2-2 交流・ふれあい・社会参加の拡大

【望ましい姿】

地域とのつながりを大切にし、仲間と会える居場所があり、同世代や異世代の人と交流・ふれあう機会があります

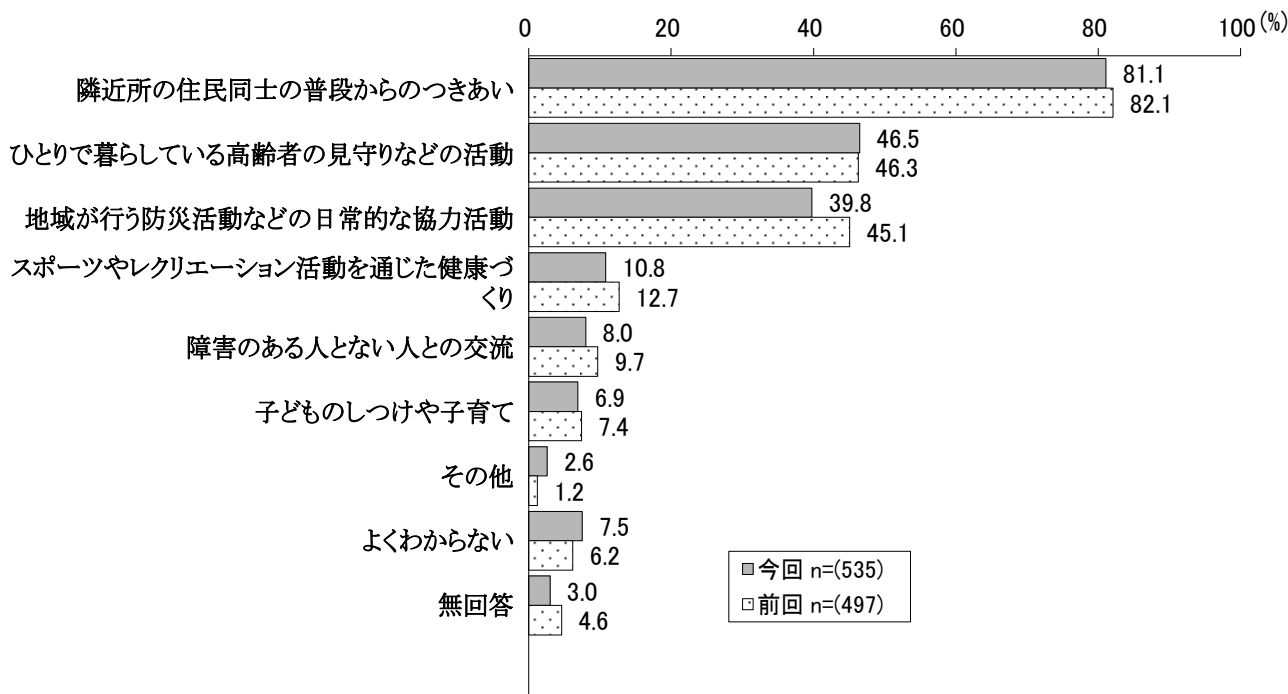
(1) 交流機会・社会参加の拡充

【現状と課題】

町では、地域の多様な居場所づくりとして、福祉会館の活用、「ボランティア・センターおくだま」における交流の場の提供、生活館・コミュニティーセンターの利用促進を行っています。また、地域のささえあい、助け合い事業を進めています。サロン事業等の地域活動を推進し、居場所づくりにも努めています。

アンケート調査によれば、地域の人々の支え合いに必要なことでは、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が8割強で最も多く、次いで「ひとりで暮らしている高齢者の見守りなどの活動」「地域が行う防災活動などの日常的な協力活動」と続いており、日常的な交流や見守り、協力活動など、人と人とのつながりや交流の重要性がうかがえます。

■ 地域の人々の支え合いに必要なこと（複数回答）



【今後の方向性】

住民の主体的な地域福祉活動を促進するため、子どもから高齢者、ひきこもりの方も含めた地域の中での多様な居場所の創出、誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、住民と交流・参加機会とをつなげる橋渡しの機能を構築し、既存の施設などを利用した地域の集いの場づくりを進めることで、交流機会・社会参加の拡充を目指します。

【施策を支える主な事業】

■福祉会館の活用の推進

社会福祉協議会ホームページにおいて、福祉会館の予約状況、電話による仮予約の受け付け、情報提供を充実し、福祉会館の活用を推進します。

また、駐車場の確保の検討や利用者ニーズに応じ機能訓練室の機器等の充実を図ります。

■ボランティア、交流事業等の充実

「ボランティア・センターおくたま」において、住民が気軽に参加し、情報交換や世代を超えた交流の場を確保するため、ボランティアの集いを開催します。

また、保育園で実施している食事会や自立支援協議会による講演会など、高齢者や障害者の方が普段触れ合うことの少ない方々との交流機会の充実を図ります。

■地域のささえあい、助け合い事業の推進

当事者団体や地域団体の活動を支援し、高齢者等の孤立を予防するとともに、民生・児童委員活動において地域から出された相談や問題に対し、関係機関と連携して、問題解決を図ります。

また、高齢・障害者世帯など一人で外出することが困難な方への買い物支援、医療機関送迎支援、見守り支援等を住民同士で支え合う「地域ささえあいボランティア事業」の普及、利用の促進により、高齢・障害者との交流機会の創出を図ります。

■生活館・コミュニティーセンターの利用の推進

保健師や管理栄養士等が健康づくり情報の提供を行う元気アップおくたま事業等について、町内全域での実施、参加の促進に努めます。

生活館等は各自治会によって管理されていますが、福祉団体の利用促進や、サロン事業等の実施により幅広い分野での利用を推進します。また、事業実施の際に、生活館までの移動手段の確保など、施設の利用を推進するための環境整備を検討します。

■サロン事業等の地域活動の推進

社会福祉協議会をはじめ、各自治会や老人クラブと民生・児童委員、保健推進員、地域のボランティア等の連携・協力により、おしゃべり会・料理会・健康体操等をはじめとしたサロン活動を支援し、子どもから高齢者、ひきこもりの方なども含めた、多様な人々が参加したくなるような居場所の創出を進めます。

(2) 生きがいつくり・就労支援

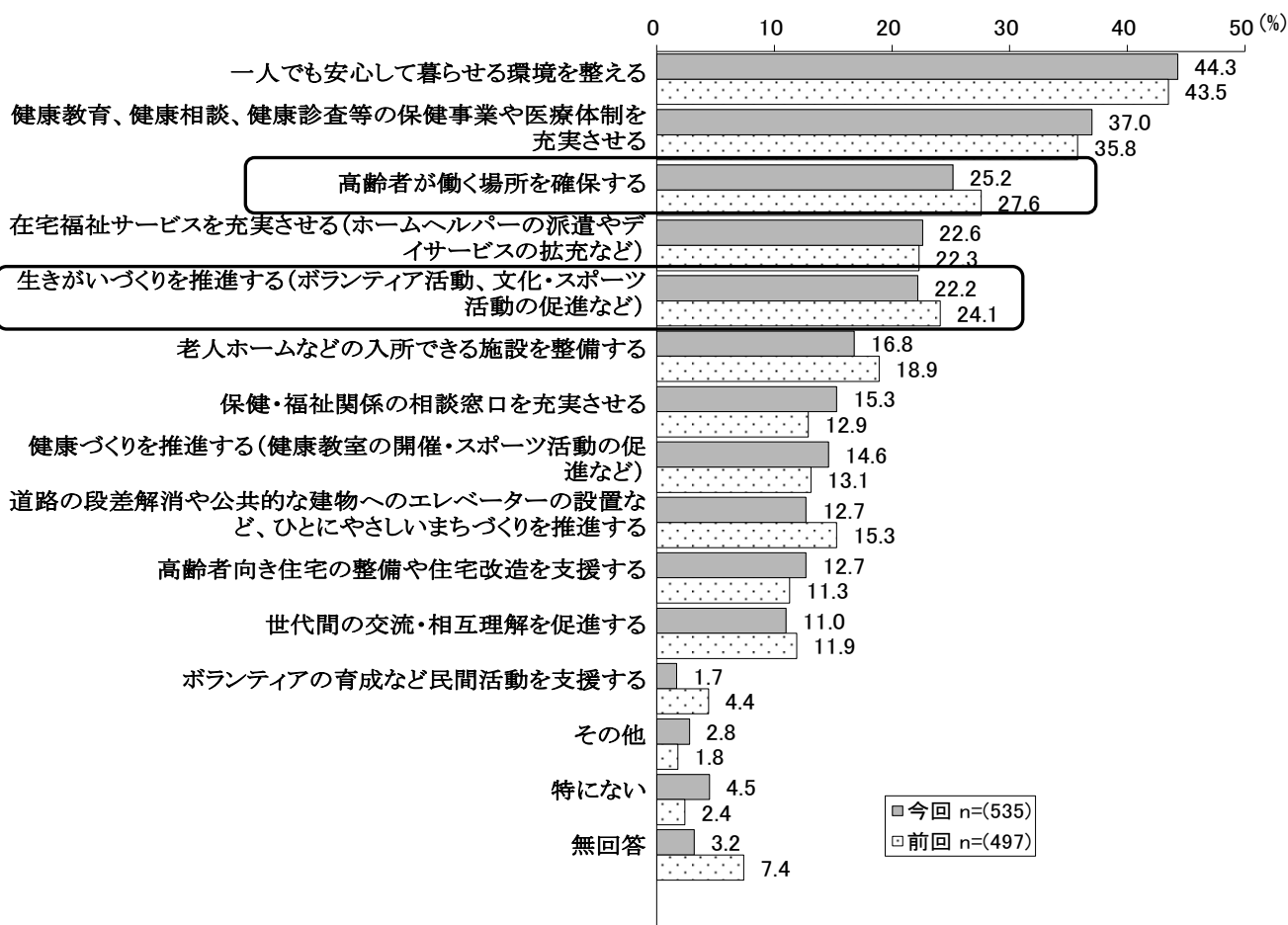
【現状と課題】

町では、高齢者の就労の場や就労機会の拡充など高齢者の生きがいとなる活動の支援を行っています。また障害者については、就労サポート事業を立ち上げ、障害者就業・生活支援センターと連携しながら支援を行っています。また、必要に応じて障害者職業センターとも連携し相談に対応しています。

全国的には、ひきこもりの長期化・高齢化により、80代の高齢の親と50代のひきこもりの子どもの家庭が孤立化する、いわゆる「8050問題」が社会問題となっており、これらへの対応が課題としてあげられます。

アンケート調査によれば、活用のある地域づくりに必要なことでは、3番目に「高齢者が働く場所を確保する」、5番目に「生きがいつくりを推進する」が入っており、今後仕事をリタイアして地域に戻ってくる高齢者が増えてくる中、高齢年齢層が就労的活動として働ける場や生きがいつくりの重要性が増してくることが予想されます。

■活用のある地域づくりに必要なこと（複数回答）



【今後の方向性】

生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう、生きがい対策を進めるほか、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、ひきこもりの方や、直ちに就労が困難な方に向け、「西多摩くらしの相談センター」での就労支援制度の活用のため、普及・相談に取り組みます。

【施策を支える主な事業】

■シルバー人材センターの活動促進

シルバー人材センターへの町から事務委託や補助金の交付などにより安定的な事業運営を図り、就労の場や機会の拡充など高齢者の生きがいとなる活動を支援します。

また、高齢者の知識や経験を活かせる新たな事業の創設や、特に団塊の世代の会員確保とニーズに即した活動の促進に努めます。

■自立相談支援機関との連携

生活困窮者自立支援法に基づき設置された「西多摩くらしの相談センター」では、自立相談支援事業（支援プランの作成）や就労準備支援事業（プログラムにより就労に向けた支援や就労機会の提供）、就労訓練事業等を行っており、町においても連携して就労支援を行います。

■障害者就労支援事業の充実

障害者の身近な就労相談窓口として、就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、障害者就業・生活支援センター等と連携し、身近な地域において就労と生活を総合的にサポートし、自立と社会参加の促進と充実を図ります。

■福祉施設（事業所）等への雇用斡旋

福祉施設（特に特別養護老人ホーム）においては、人材不足が常態化し、常に職員を募集している状況であることから、ハローワークと連携しての求職者支援、就職面接会の会場設定等、町が間に入り住民や移住希望者と福祉施設（事業所）の就職の斡旋を行います。

また、福祉分野だけに限らず観光分野等を含め、定住促進のための就労支援の推進を図ります。

第3章 心身ともに豊かな生活をめざして

基本施策3-1 ころとからだの健康づくり

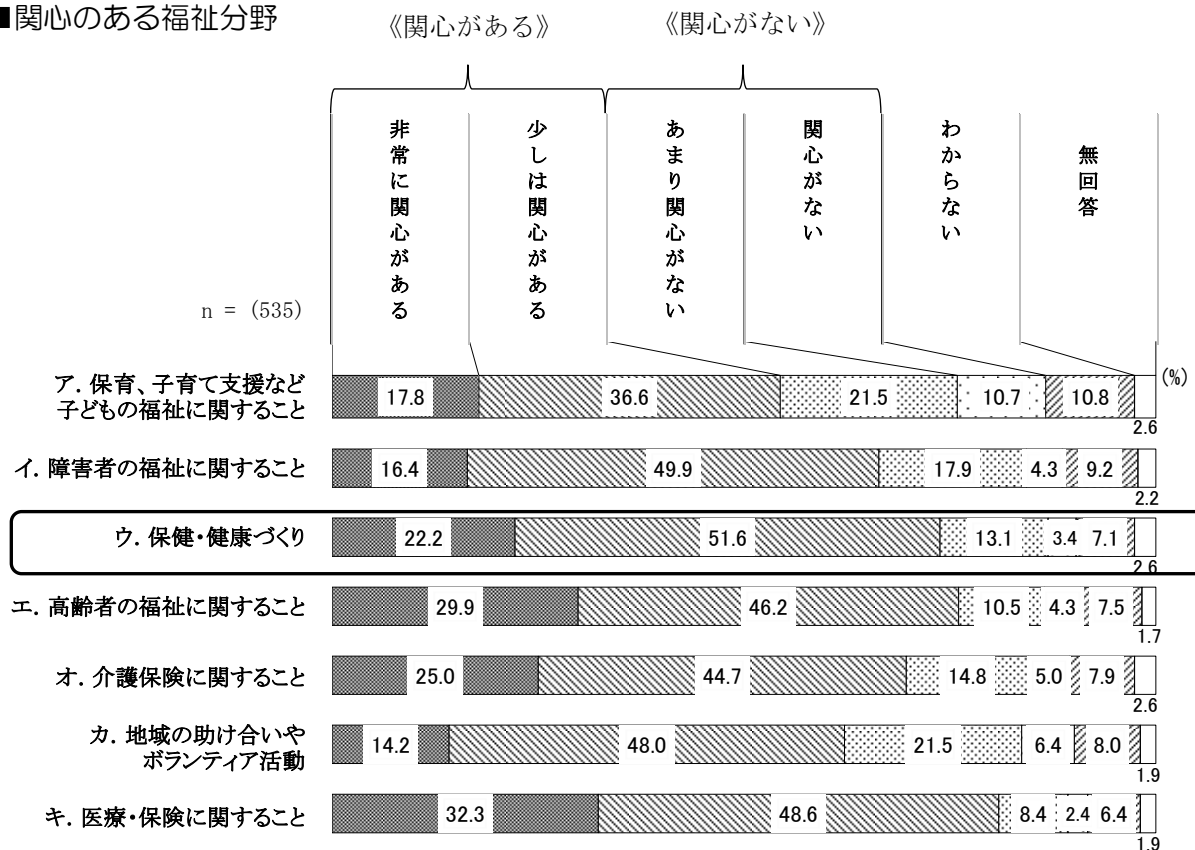
(1) 健康増進計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「第3期奥多摩町健康増進計画・食育推進計画」を平成31年3月に策定し、誰もが元気で健康に暮らせる地域づくりの指標である「健康寿命の延伸」の達成を目指して、各種取組を進めています。

アンケート調査によれば、関心のある福祉分野では、医療・保険に関すること、高齢者の福祉に関することに次いで3番目に関心度は高くなっています。

■ 関心のある福祉分野



【今後の方向性】

「一人ひとりが主役になってころとからだの健康づくりに取り組む元気なまち」を基本理念に掲げ、健康な生活が送れるよう、環境の充実に努めるとともに関係機関との連携を図り、食育推進計画と一体的に施策を展開していきます。

＜基本目標＞

基本目標 1 健康づくりの意識の啓発

基本目標 2 「食」と「運動」を中心とする健康な生活習慣づくり

基本目標 3 健（検）診受診率の向上

（２）食育推進計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「第3期奥多摩町健康増進計画・食育推進計画」を平成31年3月に策定し、胎児期（妊娠期）・乳幼児期から高齢期までの各ライフステージによる健康寿命の延伸につながる食育の取組を進めています。

【今後の方向性】

「一人ひとりが主役になってこころとからだの健康づくりに取り組む元気なまち」を基本理念に掲げ、食を通じた健康づくりを健康増進計画と一体的に施策を展開していきます。

＜基本目標＞

基本目標 1 生涯にわたる健康的な食生活の普及

基本目標 2 体験型食育と地産地消の拡大

基本目標 3 食育を推進する地域活動への支援

（３）自殺対策推進計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「奥多摩町のち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」を基本理念に掲げ、関係機関と連携し自殺対策に取り組み、自殺者を生み出さないよう、自殺対策を進めています。

【今後の方向性】

「気づきあい 支えて守る 尊いいのち」を基本理念に掲げ、関係機関との連携強化を図るとともに、地域全体で、気づき・声かけ・つなぐ・見守るという温かい関係の構築の強化に努め、町内の官庁や事業所への働きかけ等、「生きることの包括的な支援」として、自殺対策に取り組みます。

＜基本方針＞

方針 1 地域の自殺防止ネットワークを強化する

方針 2 自殺対策を周知・啓発する

方針 3 自殺対策を支える人材を育成する

方針 4 こころの健康づくりを支援する

方針 5 生きる支援を強化する

方針 6 高齢者等の自殺防止を強化する

方針 7 学校や家庭での自殺防止を強化する

方針 8 自殺をしない・させない環境をつくる

基本施策 3-2 福祉サービスの充実

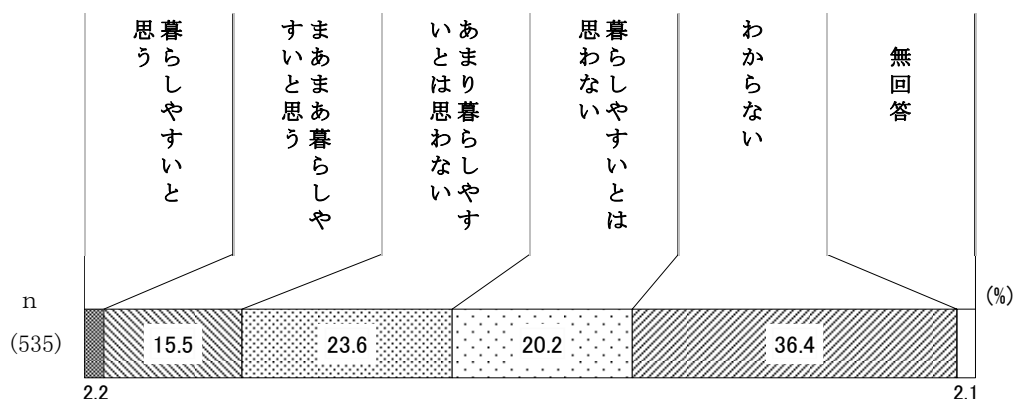
(1) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「奥多摩町障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を目指して、各種施策を展開しています。

アンケート調査によれば、障害のある人にとっての町の暮らしやすさでは、暮らしやすいと思う層は17.7%となっており、子育て世代(63.2%)、高齢者(30.2%)に比べて低い割合となっています。

■障害のある人にとってのまちの暮らしやすさ



【今後の方向性】

「ともに認めあい ささえあうまち 奥多摩」を基本理念に掲げ、障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりに取り組みます。

基本目標>

- 基本目標1 安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標2 いきいきと参加するまちづくり
- 基本目標3 支えあい、ともに生きるまちづくり

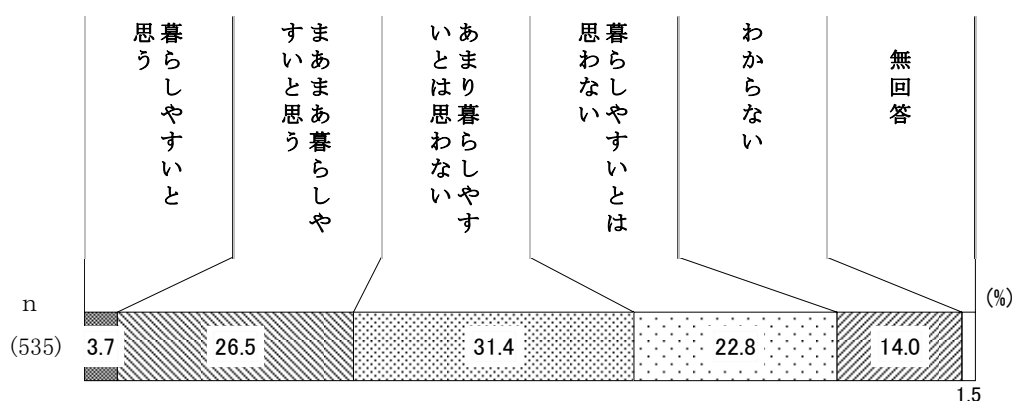
(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「奥多摩町地域高齢者支援計画（高齢者福祉計画）（第8期介護保険事業計画）」を令和3年3月に策定し、「高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくり」を掲げ、各種施策に取り組んでいます。

アンケート調査によれば、高齢者にとっての町の暮らしやすさでは、暮らしやすいと思う層は30.2%となっており、子育て世代（63.2%）に次いで高い割合となっています。

■高齢者にとってのまちの暮らしやすさ



【今後の方向性】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の方でも、安心して住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、在宅生活を支援する福祉サービスの充実と、地域の交流による地域づくり活動の充実を図ります。また、介護予防事業では、高齢者の要介護度の重度化防止を促進し、認知症施策として、相談支援の充実、啓発活動を推進します。

<基本目標>

- 基本目標1 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
- 基本目標2 高齢者の生きがいづくり
- 基本目標3 適切な介護サービスの確保（第8期介護保険事業計画）

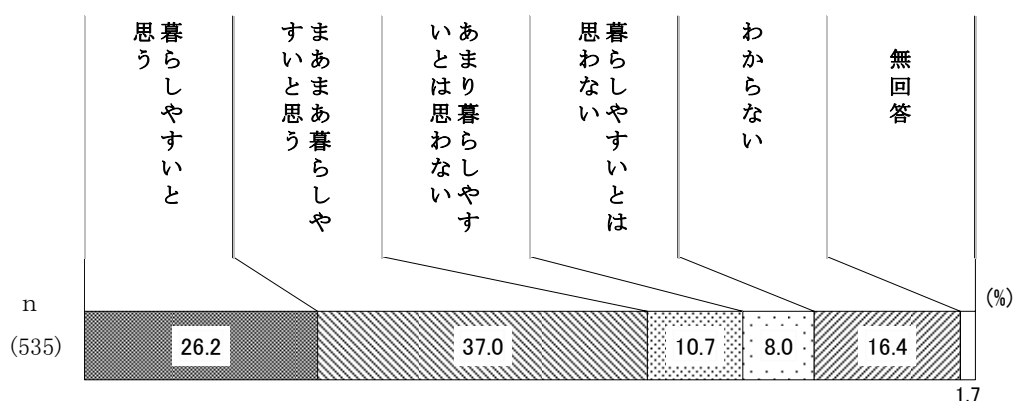
(3) 子ども・子育て支援事業計画との連携推進

【現状と課題】

町では、「奥多摩町第2期子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定し、住民・関係団体等と協力・連携し、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査によれば、子育て世代にとっての町の暮らしやすさでは、暮らしやすいと思う層は63.2%となっており、高齢者(30.2%)、障害のある人(17.7%)、に比べて高い割合となっています。

■子育て世代にとってのまちの暮らしやすさ



【今後の方向性】

「まちぐるみで育てよう たくましい親子」を基本理念とし、庁内関連部署の連携と事業の相乗効果を高め、子育て支援施策を一体的に推進します。

<基本方針>

- 方針1 多様なニーズを持つすべての子育て家庭への支援
- 方針2 子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの実現
- 方針3 すべての親子の健やかな成長に向けた総合的な支援
- 方針4 家庭や地域における教育を通じた次代を担う親子の成長の支援
- 方針5 安心して子育てができる生活環境の整備

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の普及・啓発

本計画を推進していくうえで、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、住民をはじめとする計画に関わる人が共通認識をもつことができるよう、「広報おくたま」や町ホームページなどを活用し、広く周知し、普及・啓発します。

(2) 住民、関係団体、事業者、行政等の協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え合い・助け合える社会を実現させるためには、行政だけの取り組みだけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。地域には多様な生活課題・福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域のなかで活動するNPOやボランティア、関係機関・団体、事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

地域福祉計画に盛り込まれた施策等を市内や関係団体、地域住民等が着実に展開していけるよう、地域福祉を担う主体の相互連携を支援し、それぞれの役割を果たしながら進めていきます。

(3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。社会福祉協議会は、より身近で具体的な地域福祉推進の先導役として、地域福祉活動計画（やまびこ計画）に基づき地域福祉の推進を図ることができるよう、町行政との連携を進め、活動の展開を支援していきます。

(4) 庁内体制の整備

地域福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。保健・医療・福祉分野をはじめ、他の分野に関係する関係各課と横断的な連携を図り、施策の総合的な推進に取り組みます。

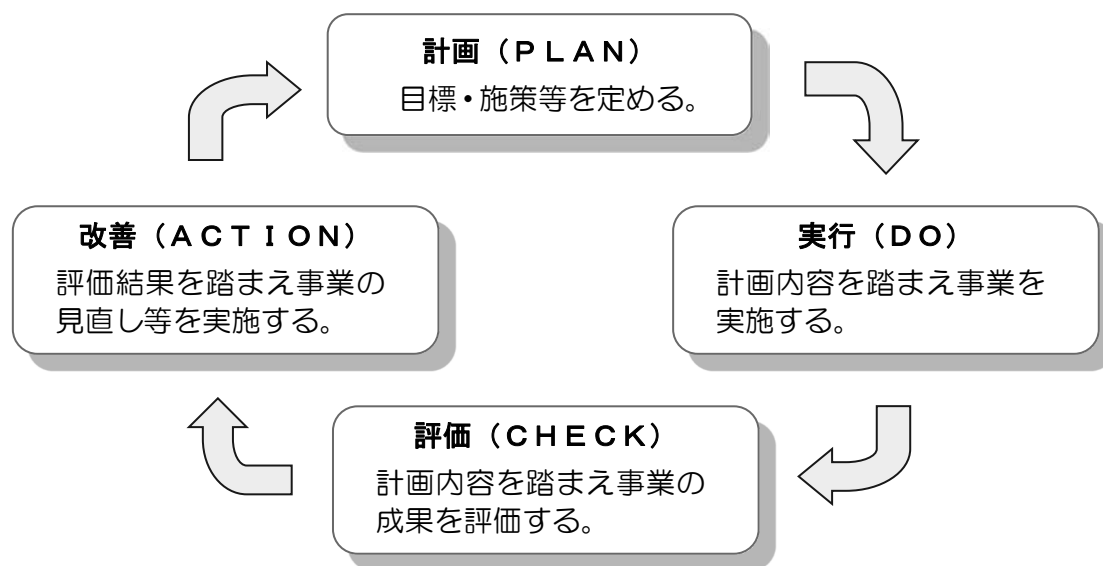
また、制度やサービスの多様化・複雑化等への対応を図る地域包括ケアシステムの充実をはじめ、全ての職員が、親身に相談に応じ、専門相談窓口やサービス利用への的確につなぐことができるよう、人材育成に努めます。

さらに、分野別計画との連携を図り、進めていくこととします。

第2節 計画の進捗管理

(1) 計画の推進及び評価・進捗管理

本計画に基づく施策を推進するにあたっては、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、PDCA サイクルをまわし、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理及び評価に努めます。



資料編

1 策定の経緯

(1) 諮問

奥福第368号
令和2年6月18日

奥多摩町地域保健福祉計画
検討協議会長 殿

奥多摩町長 師岡 伸公

奥多摩町地域保健福祉計画について（諮問）

奥多摩町地域保健福祉計画の策定にあたり、令和3年から令和7年度までの計画について、奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会設置要綱に基づき、貴協議会に諮問いたします。

(2) 答 申

令和3年2月17日

奥多摩町長 師岡 伸公 殿

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会
会 長 木村 光恵

答 申 書

令和2年6月18日付奥福第368号で貴職より諮問のありました奥多摩町地域保健福祉計画について、当協議会において審議した結果、下記のとおり答申いたします。

なお、この答申においては、基本的な考え方を示したものでありますので、今後、貴職の執行機関において補完整備をお願いいたします。

記

1. 第5期 奥多摩町地域保健福祉計画（案）



(3) 会議等

年月日	会議等	議事等
令和2年 6月18日	第1回 地域保健福祉計画検討協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期地域保健福祉計画の策定について ・今後のスケジュールについて ・住民アンケートについて (地域保健福祉等に関する調査)
6月29日～ 7月22日	住民アンケートの実施 (地域保健福祉等に関する調査)	
9月23日	第2回 地域保健福祉計画検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民アンケート結果報告について ・第5期地域保健福祉計画の骨子案について ・今後のスケジュールについて
12月2日	第3回 地域保健福祉計画検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期地域保健福祉計画(案)について ・今後のスケジュールについて
令和3年 1月12日～ 1月22日	パブリックコメントの実施	
2月3日	第4回 地域保健福祉計画検討協議会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期地域保健福祉計画(案)について ・パブリックコメントについて
2月17日	計画案の答申	<ul style="list-style-type: none"> ・会長より計画案答申

2 奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会

(1) 設置要綱

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会設置要綱

平成4年1月24日

要綱第1号

(目的及び設置)

第1条 少子高齢化、過疎化の進行に伴い生じる様々な課題と健康寿命の伸長など住民の健康に関する喫緊の課題の解決に向け、町の地域保健福祉の総合的な指針となる計画の策定のため、奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じて、奥多摩町地域保健福祉計画の策定に必要な提言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、福祉関係団体の代表者及び専門的知識を有する者等のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、提言答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(小委員会)

第6条 会長は、協議会の効率的な運営を図るため、協議会に、小委員会を置き、審議を命ずることができるものとする。

2 小委員会は、会長の指名する委員で構成し、小委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、小委員会の委員の互選により定める。

3 委員長は、小委員会の事務を掌理し、小委員会の審議経過及び結果並びに運営等について、会長に報告しなければならない。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、小委員会の委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会及び小委員会の会議（以下「会議」という。）は、協議会は会長が、小委員会は委員長がそれぞれ招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席が無ければ開くことができない。

3 会長又は委員長は、必要に応じて関係者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成11年3月26日要綱第2号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日要綱第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月30日要綱第17号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(2) 委員名簿

奥多摩町地域保健福祉計画検討協議会委員名簿

令和2年6月1日設置

◎会長 木村 光恵 ○副会長 宇佐美 隆子

	氏 名	役職・所属団体等
1	小 峰 陽 一	奥多摩町議会議員 経済厚生常任委員長
2	井 上 大 輔	奥多摩病院長
3	小 林 啓 子	西多摩保健所地域保健推進担当課長
4	◎ 木 村 光 恵	社会福祉協議会長
5	濱 野 文 夫	自治会連合会長
6	原 島 二三和	民生委員・児童委員協議会長
7	○ 宇 佐 美 隆 子	健康づくり推進協議会長
8	片 倉 和 彦	自立支援協議会長
9	志 茂 剛 之	子ども・子育て会議会長
10	河 村 貴 子	食育推進協議会長
11	岡 野 敏 行	教育課長

・事務局

	氏 名	役職・所属団体等
1	菊 池 良	福祉保健課長
2	清 水 俊 雄	福祉保健課福祉係長
3	古 川 智 也	福祉保健課主任
4	須 長 佑 介	福祉保健課主事
5	齋 藤 秀 美	主任保健師

奥多摩町地域保健福祉計画

発行 令和3年3月
発行者 奥多摩町
〒198-0212
奥多摩町氷川1111 奥多摩町保健福祉センター
編集 福祉保健課
電話：0428-83-2777
FAX：0428-83-2833

